

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版（案）

あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和4年3月現在

<法令、計画等の名称の標記について>

第二次あきる野市環境基本計画改訂版では、その性格上、本文中に多数の法令、計画等の名称を使用しています。法令、計画等の名称は、原則としてかぎ括弧（「」）を付けています。

<用語について>

第二次あきる野市環境基本計画改訂版では、その性格上、専門的な用語を使用している場合があります。本文中にはじめて登場した語句で、語句の後ろに「*」があるものは、資料編において用語の解説を掲載しています。

目 次

第1章 基本的事項	5
1. 計画見直しの背景.....	5
2. 基本理念.....	5
3. 目的及び位置付け.....	6
4. 基本方針と推進主体.....	7
5. 計画期間.....	8
6. 対象とする環境の範囲.....	8
7. 進行管理の考え方.....	9
第2章 計画の改訂と望ましい環境像	10
1. 本市を取り巻く状況.....	10
(1) 世界の動向.....	10
(2) 国の動向.....	14
(3) 東京都の動向.....	17
(4) 環境関連年表.....	19
2. 本市の環境に関する取組の経過.....	21
(1) 分野別の取組状況.....	21
(2) 温室効果ガス排出量に関する状況.....	23
(3) あきる野市地球温暖化対策地域推進計画目標達成状況.....	27
(4) ゼロカーボンシティへの挑戦.....	27
3. 本市の環境に関する取組の評価.....	28
4. 望ましい環境像と分野別の方針.....	29
(1) 望ましい環境像の考え方.....	29
(2) 望ましい環境イメージ.....	29
(3) 分野別の方針.....	30
5. 施策の体系.....	31
第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組	32
1. 自然環境分野.....	32
2. 生活環境分野.....	38
3. エネルギー環境分野.....	43
(1) 「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としての位置付け.....	43
(2) 対象とする温室効果ガス.....	43
(3) 二酸化炭素排出量の将来推計.....	44

(4) 二酸化炭素排出量の削減目標.....	45
4. 人の活動分野.....	51
第4章 推進体制と進行管理.....	55
1. 推進体制.....	55
(1) 各主体に求められる行動と協働の行動原則.....	55
(2) 協働組織の位置付け.....	55
2. 進行管理.....	57
(1) 三者協働による進行管理の手法.....	57
(2) 点検・評価の方法.....	58
資料編	61

第1章 基本的事項

第1章では、「第二次あきる野市環境基本計画改訂版」の目的や位置付け、基本方針、推進主体、計画期間など、本計画の基本となる事項についてまとめています。

1. 計画見直しの背景

市では、平成16（2004）年3月に、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。その後、平成18（2006）年3月には、「あきる野市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、環境に関する取組を本格的に開始しました。第一次計画が策定されてからの10年間で、「あきる野市郷土の恵みの森構想」や「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地球温暖化対策地域推進計画」という。）、「生物多様性あきる野戦略」などを策定し、平成28（2016）年3月に「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

現在に至るまでの間に、国における地球温暖化対策の強化など、社会情勢に変化があったことや、令和3（2021）年度に策定された上位計画であるあきる野市総合計画の見直しに伴い整合を図る必要があること、さらには、同年度が本計画の中間年であり、これまでの施策の成果や今後の取組を反映させる必要があることから本計画を見直すこととしました。

また、地球温暖化対策に関する施策をより効率的に推進するため、¹あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、主に本計画の第3章の「3. エネルギー環境分野」に取り込んでいます。なお、地球温暖化対策に関する施策については、第3章の各分野にわたるため、それぞれの分野に掲載しています。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、環境基本条例の基本理念に基づき、次のとおりとします。

- （1）環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- （2）環境の保全等は、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

¹地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に準じて名称を「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」から「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に改めました。

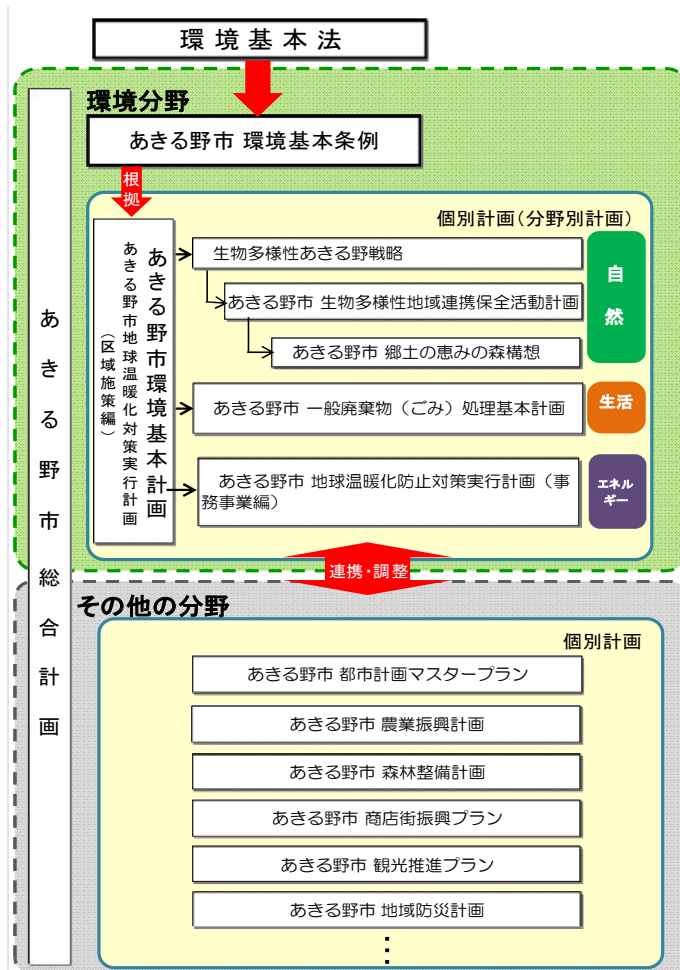
3. 目的及び位置付け

本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全等に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。さらに、「生物多様性あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等（以下「分野別計画」という。）の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています（図1）。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定される「その区域の自然的社会的な情景に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。

本計画の推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携・調整を図っていくこととなります。



この図では、計画等は正式名称を用いています。

「生物多様性あきる野戦略」や「あきる野市郷土の恵みの森構想」は、様々な個別計画と横断的に関わるものと位置付けていますが、「あきる野市環境基本計画」の体系を分かりやすく示すため、他の個別計画との関連性を省略しています。

図1 環境基本計画の位置付け

4. 基本方針と推進主体

本計画の基本方針は、第一次計画と同様に「市民・事業者・市の協働（連携・協力）によって、豊かな自然と人々が共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」とします。

また、本計画の推進主体は、第一次計画に引き続き、市民・事業者・市の三者になります（図2）。ただし、国や東京都、近隣市町村との緊密な連携が必要となる施策や本市を訪れる観光客の協力が必要となる施策などについては、内容に応じて、推進主体に国や東京都、観光客などを加え、連携を図ることとします。

さらに、本計画の推進は、一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、各主体の役割や特性を活かして、協働しながら取り組んでいくものとします。

【基本方針】

市民・事業者・市の協働によって、豊かな自然と人々が共生できる
持続的発展が可能な社会を実現する

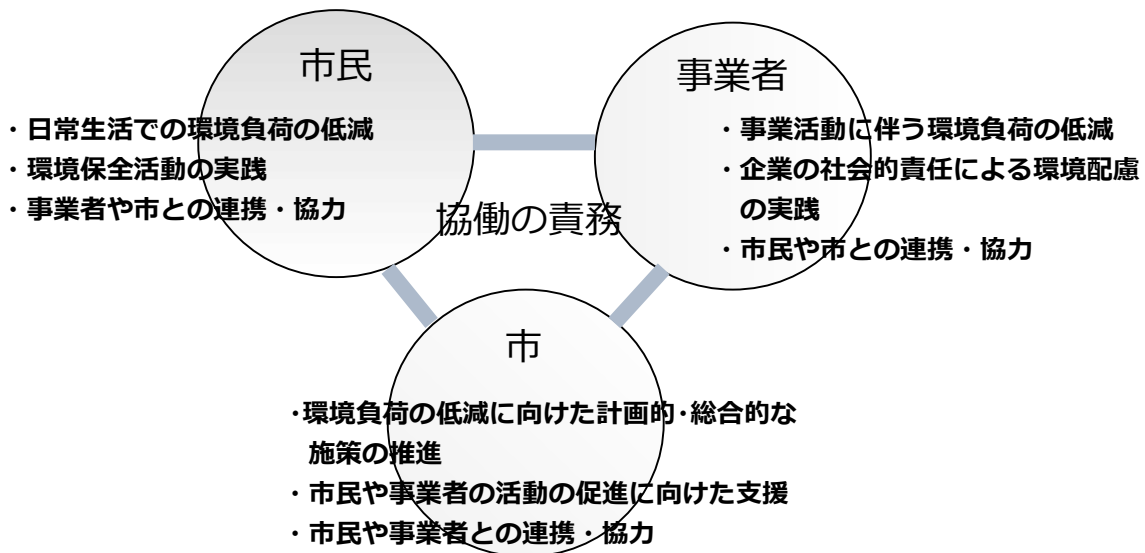


図2 各推進主体の役割

5. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度を初年度とし、令和 7（2025）年度までの 10 年間とします（図 3）。

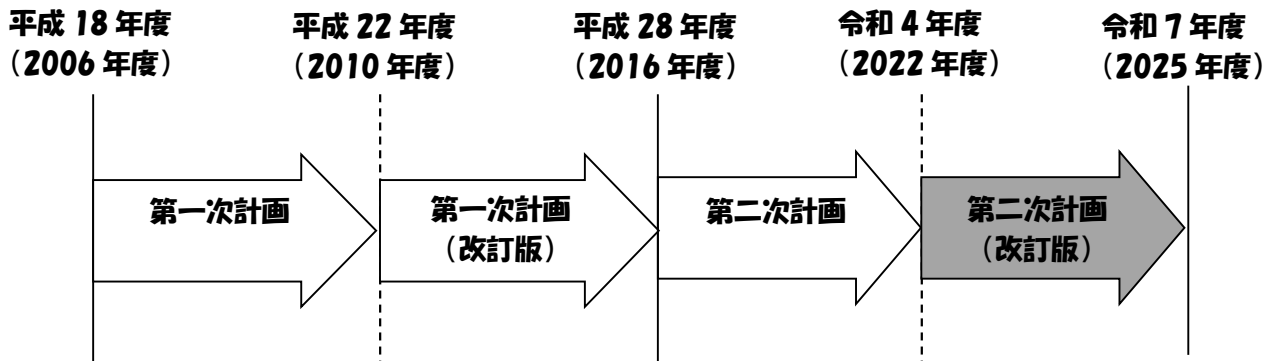


図 3 計画期間

6. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」といった地域及び地球規模の環境と、これらから恩恵を受けている、または影響を及ぼしている人間の活動や地域社会、まちづくりなどを含めた「人の活動」とします（図 4）。

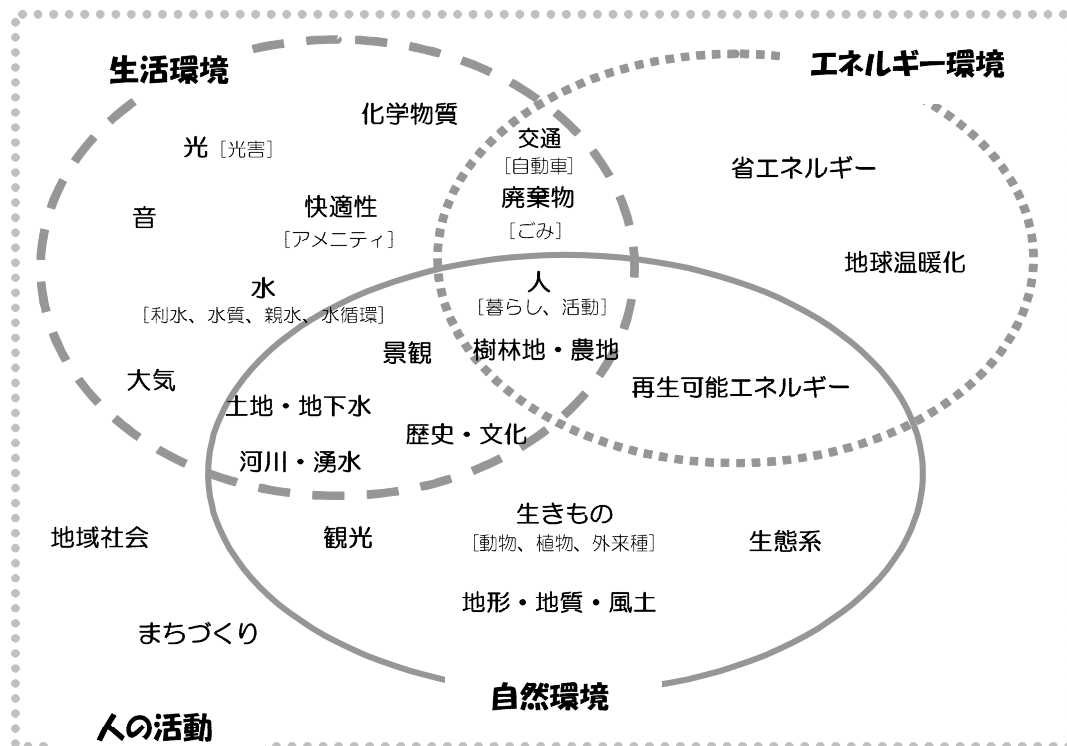


図 4 対象とする環境の範囲

7. 進行管理の考え方

本計画は、第一次計画と同様、計画に位置付けられた施策が着実に推進されているかなどについて、市民・事業者・市の三者が協働して、点検・評価を行います（第4章参照）。

点検・評価に当たっては、施策の進捗状況のほか、関連指標の達成状況、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況を基礎資料とします。

また、点検・評価の結果や、社会情勢の変化、市内外での環境の変化等をみながら、必要に応じて、点検・評価の方法や関連指標の見直し、計画の見直し等を行うこととします。

第2章 計画の改訂と望ましい環境像

第2章では、本市を取り巻く状況、本計画の前期の取組状況をまとめるとともに、望ましい環境像、施策推進に向けた方針、施策の体系を示しています。

1. 本市を取り巻く状況

(1) 世界の動向

1) 持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（図5）・169のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性*の保全などの目標が設定されています。これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが大切です。

地域においては、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」、目標17（表1）の「パートナーシップ（あらゆるステークホルダーなどの参加）」の下、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こすことが必要です。



図5 持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

（出典：国際連合広報センターホームページ）

表1 持続可能な開発目標（17のゴール）

ゴール 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
ゴール 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」より

2) 気候変動に関する動向

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす最も深刻な環境問題です。温暖化の主な要因は、人類が消費する大量の化石燃料*に起因する、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加であることが、ほぼ特定されています。

① IPCC 第 5 次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、昭和 63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）の下に設立された組織で、195 の国と地域が参加しています。気候変動に関する最新の科学的知見について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

IPCC は、平成 2（1990）年に第 1 次評価報告書を発行して以来、5 年から 7 年ごとにその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、平成 25（2013）年から平成 26（2014）年にかけて第 5 次評価報告書を公表しました。平成 27（2015）年からは、第 6 次評価報告書の作成プロセスが始まっています。

第 5 次評価報告書には、次の点などが示されています。

<第5次評価報告書の要点（一部抜粋）>

- 人間活動が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。（可能性95%以上）
- 温暖化については「疑う余地がない」。
- 今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は0.3~4.8℃である可能性が高い。
- 今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は0.26~0.82mである可能性が高い。

② パリ協定

平成27(2015)年11月~12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議*(COP21)で、「パリ協定」が採択されました。

本協定では、次の点などが規定されています。

<パリ協定の要点（一部抜粋）>

- 産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- 各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に更新する。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

③ 1.5℃特別報告書

平成30(2018)年10月の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第48回総会で、1.5℃特別報告書(正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関する特別報告書」)が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、次の点などが示されています。

<1.5℃特別報告書の要点（一部抜粋）>

- 産業革命前からの世界の平均気温上昇が平成29(2017)年時点で約1℃となっており、同じ割合で進行し続けると2030年から2052年までの間に1.5℃上昇する可能性が高い。
- 平均気温上昇を2℃ではなく1.5℃に抑制することには、明らかな便益がある。
- 平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量を正味ゼロとする必要がある。
- これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ(交通と建物を含む。)及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及び移行(transitions)が必要である。

④ IPCC 第 6 次評価報告書

IPCC が令和 3（2021）年 8 月に公表した「第 6 次評価報告書『自然科学的根拠』」では、広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響があることに疑いの余地がないことが示されました。また世界の平均気温は、令和 3（2021）年～令和 22（2040）年に産業革命前より 1.5℃高くなることが示され、これは、平成 30（2018）年に公表した予測より 10 年ほど早い結果となっています。

3) 生物多様性保全に関する動向

都市においても、人々が生態系サービス*を継続的に受けられるよう、生物多様性の確保と持続的な利用に係る施策を進めていくことが必要です。このため、都市住民が利用できる身近な自然とのふれあいの場を確保し、自然や生物多様性の重要性について理解を促進することなども重要となっています。

① 生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標

平成 22（2010）年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議*（COP10）で、「生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011 - 2020 には、次のビジョン、ミッションが設定され、これらを達成するための 20 の個別目標（愛知目標）が示されています。

<ビジョン（中長期目標【2050 年】）>

- ・ 自然と共生する世界（生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界）の実現

<ミッション（短期目標【2020 年】）>

- ・ 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

4) 海洋プラスチックごみの排出削減に関する動向

海洋ごみは、生態系*を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっています。

令和元（2019）年 6 月の G20 大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

(2) 国の動向

1) 第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGs の考え方も活用して分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域ごとに自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

2) 改正地球温暖化対策推進法

パリ協定に定める目標等を踏まえ、令和 2 (2020) 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルが宣言されました。これを受け 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギー*を活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が令和 3 (2021) 年 5 月に成立しました。

本改正の主な内容は、①パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、②地域の地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等について、明記されました。

3) 第 6 次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向を示す計画で、以下の 2 つを重要なテーマとして、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日に閣議決定されました。

①令和 2 (2020) 年 10 月に表明された 2050 年カーボンニュートラルや令和 3 (2021) 年 4 月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと。

②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと。

4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、前回の計画を 5 年ぶりに改訂し、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日、閣議決定されました。

統合的で野心的な目標として、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

改訂された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標を踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

5) 気候変動適応計画

気候変動適応法第 8 条に基づき、令和 3 (2021) 年 10 月に改定されました。本計画は、令和 2 (2020) 年 12 月に公表した気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充するとともに、以下の点を盛り込んでいます。

- 分野別施策及び基盤的施策に関する重要業績評価指標の設定による各施策の進捗状況の把握、計画全体を推進する観点からの進捗管理の実施
- 気候変動影響評価報告書で示された最新の科学的知見を踏まえ、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」を追加。

6) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

令和 3 (2021) 年 10 月 22 日、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

この長期戦略は、パリ協定の規定に基づき策定するもので、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示すもので、前回の長期戦略を閣議決定した後、2050 年カーボンニュートラルを宣言したことにより見直されました。

長期戦略は、①基本的な考え方、②各部門のビジョンと対策、③重点的に取り組む横断的施策、④長期戦略のレビューと実践について、記載しています。

本戦略が目指す脱炭素社会は、将来に希望の持てる明るい社会です。地球温暖化対策を経済成長につなげるという考え方の下、そのような脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めるとしてしています。

7) 生物多様性国家戦略 2012 - 2020

平成 22 (2010) 年 10 月に採択された「生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成 24 (2012) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の長期目標、短期目標が設定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性としての 5 つの基本戦略が示されています。

<長期目標（2050年）>

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

<短期目標（2020年）>

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

8) 第四次循環型社会形成推進基本計画

経済成長と人口増加に伴い、世界における資源消費量が増大しているため、天然資源の減少や廃棄物の増加などが懸念されています。このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3R*の適切な推進を図り「循環型社会*」を形成していくことが求められます。

平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

9) 食品ロス削減推進法

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に捨てられる食べ物のことです。食品ロスの問題については、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国内においても、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

本法律では食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されました。

10) プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりを受け、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が令和3（2021）年6月に成立されました。

本法律では、①製造事業者が努めるべきプラスチック使用製品の設計指針の策定とそれに適合した製品の認定制度、②プラスチック製品使用合理化のために特定プラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準の策定、③市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化のための制度、④製造事業者等による自主回収及び再資源化の促進のための制度、⑤プラスチック製品の廃棄物の排出事業者が排出抑制や再資源化等に取り組むべき判断基準の策定と排出事業者による再資源化の5つの取組が明記されました。

(3) 東京都の動向

1) 東京都環境基本計画 2016

平成 28 (2016) 年 3 月に、「東京都環境基本計画 2016」が策定されました。

本計画には、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられ、「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ」「連携とリーダーシップ」の視点のもとで、5つの政策が示されています。

地球温暖化に伴う気候変動への対策については、「政策 1 スマートエネルギー都市の実現」のなかで、2030 年までに平成 12 (2000) 年比で温室効果ガス排出量を 30% 削減、エネルギー消費量を 38% 削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30% 程度にすることなどが示されています。

2) ゼロエミッション東京戦略

令和元 (2019) 年 12 月に、「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

本戦略では、下記の視点とともに、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするためのロードマップが示されています。

なお、令和 3 (2021) 年 3 月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、今後 10 年間の行動の加速を後押しするマイルストーンとして、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50% 削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50% 程度まで高めるなど目標の強化と、必要な社会変革の姿・ビジョンとして、「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しました。

3) 東京都気候変動適応計画

「ゼロエミッション東京戦略」における「政策⑨ 適応策の強化」の個別計画として令和元 (2019) 年 12 月に、「東京都気候変動適応方針」が策定されました。

この方針で示した考え方に加え、デジタルトランスフォーメーションの推進などの視点も取り入れながら、継続可能な復興を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方に立って、令和 3 (2021) 年 3 月に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。

<適応に関する 5 つの基本戦略>

- 都施設の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む
- 科学的知見に基づく気候変動適応の推進

- 区市町村と連携し、地域の取組を支援
- リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進
- C40*など国際協力を推進し、都市間連携を加速

4) 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成 24（2012）年 5 月に、生物多様性の保全に関する東京都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

本戦略には、下記の将来像が設定され、「まもる」「つくる」「利用する」という 3 つの視点で目標と施策が示されています。

<緑施策によって目指すべき東京の将来像>

- 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

(4) 環境関連年表

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き
2000 (平成 12)		<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会形成推進基本法制定 ○事業リサイクル法改正・改題 ○食品リサイクル法制定 ○グリーン購入法制定 ○建設リサイクル法制定 ○第二次環境基本計画策定 ○環境省発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都環境局の発足 ○緑の東京計画の策定 ○環境確保条例及び自然保護条例制定
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> ○環境省設置 ○新・生物多様性国家戦略策定 	
2002 (平成 14)	○持続可能な開発に関する世界首脳会議(リオ+10)でヨハネスブルグ宣言を採択	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書*批准 ○自動車リサイクル法制定 ○土壌汚染*対策法制定 ○自然再生推進法制定 ○鳥獣保護法改正(生物多様性確保) ○土壌汚染対策法制定 ○循環型社会推進基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都廃棄物処理計画策定 ○多摩の森林再生事業を開始
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育推進法制定 	
2004 (平成 16)	○京都議定書発効	<ul style="list-style-type: none"> ○外来生物法制定 ○環境配慮促進法施行 ○景観法施行 	
2005 (平成 17)		<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画策定 	
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> ○第三次環境基本計画策定 	○東京都再生可能エネルギー戦略策定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀環境立国戦略策定 ○第三次生物多様性国家戦略策定 ○第二次循環型社会形成推進基本計画策定 	○東京都気候変動対策方針策定
2008 (平成 20)	○京都議定書第一約束期間開始	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法制定 ○低炭素社会づくり行動計画策定 	
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性国家戦略 2010 策定 	
2010 (平成 22)	○第 10 回生物多様性条約締約国会議で愛知目標及び名古屋議定書を採択	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性地域連携促進法制定 (2011年3月11日 東日本大震災発生) 	○温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度開始
2011 (平成 23)			
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ○京都議定書第一約束期間終了 	<ul style="list-style-type: none"> ○小型家電リサイクル法制定 ○第四次環境基本計画策定 ○生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～策定 ○東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ○雨水の利用の推進に関する法律制定 	

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書公表 ○生物多様性条約第 12 回締約国会議開催 ○地球規模生物多様性概況第 4 版公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○水循環基本法制定 ○外来種被害防止行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都長期ビジョン策定
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動枠組条約第 21 回締約国会議開催 ○パリ協定採択 ○海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の約束草案提出 ○気候変動の影響への適応計画策定 	
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動枠組条約第 22 回締約国会議開催 ○生物多様性条約第 13 回締約国会議開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○東京都環境基本計画策定 ○東京都資源循環・廃棄物処理計画策定
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動枠組条約第 23 回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋議定書締結 	
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動枠組条約第 24 回締約国会議開催 ○1.5℃特別報告書公表 ○生物多様性条約第 14 回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応法制定 ○第五次環境基本計画策定 ○第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ○森林環境税及び森林環境譲与税*に関する法律成立 	
2019 (平成 31/令和元)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書(政策決定者向け要約)公表 ○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有 ○気候変動枠組条約第 25 回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ○プラスチック資源循環戦略策定 ○食品ロスの削減の推進に関する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロエミッション東京戦略策定 ○東京都気候変動適応方針策定 ○プラスチック削減プログラム策定 ○ZEV*普及プログラム策定
2020 (令和 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○菅総理所信表明により、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候非常事態を超えて行動を加速する宣言 (Climate Emergency Declaration TIME TO ACT)を表明
2021 (令和 3)	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書公表 ○気候変動枠組条約第 26 回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策計画策定 ○気候変動適応計画策定 ○第 6 次エネルギー基本計画策定 ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report 策定 ○東京都気候変動適応計画策定

2. 本市の環境に関する取組の経過

(1) 分野別の取組状況

1) 自然環境分野

「豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ」という分野別目標の下、平成26(2014)年9月に策定した「生物多様性あきる野戦略」に基づき各種取組を実施しました。平成28(2016)年3月には、その実施計画として「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用のための取組を行いました。さらに、平成29(2017)年9月には、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組み作りを行いました。

平成30(2018)年からは、市内の守るべき動植物の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト」の作成に着手し、現在に至るまで、哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類のリストを作成しました。

また、平成21(2009)年度から実施した市内の自然に専門的な知識を有する方等による「あきる野市自然環境調査部会」による、自然環境調査を現在も継続しており、併せて森林レンジャーあきる野*による動植物調査において、これまでに動物では合計81種(哺乳類6種類、鳥類40種類、爬虫類5種類、両生類9種類、魚類6種類、昆虫類15種類)、植物では60種の絶滅危惧種*の生息・生育を確認しています。

この他には、外来種対策として、アライグマ、ハクビシンの駆除の取組を始め、外来植物のオオキンケイギク、オオブタクサの駆除の取組を実施しています。平成27(2015)年からは、クビアカツヤカミキリの被害が確認されたことにより、関係機関の協力により駆除の取組を実施しています。

2) 生活環境分野

「快適で緑あふれる循環型のまちの創出」という分野別目標の下、市民や事業者との協働により組織した「あきる野市廃棄物減量等推進員*」(あきる野ごみ会議)(以下「ごみ会議」という。)の活動などを通じて3Rの取組を推進し、ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組みました。特に令和3(2021)年度には、新たな取組として、スマートフォンで簡単に、市のごみの分別を調べられるアプリ「さんあ〜る」を配信しました。

さらに、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会の実施、EM菌生ごみ処理容器*等の貸与などにも取り組みました。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイの資源化に取り組みました。

3) エネルギー環境分野

「市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進」という分野別目標のもと、平成 26（2014）年度に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活 10 か条*」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿*」の普及を図りました。「省エネ型生活 10 か条」と「環境家計簿」は、平成 27（2015）年度に更新し、町内会・自治会のご協力の下、各家庭に配布するとともに、市ホームページ等で紹介しています。

また、参加者の家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を基に、専門の診断士がその家庭に合った具体的な省エネ方法を提案する「うちエコ診断」を実施しました。

4) 人の活動分野

「将来に向かって市民・事業者・市が協働する」という分野別目標の下、市民・事業者・市の協働で組織した「あきる野市環境委員会」において、環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、環境に関する活動などを学ぶため、「知る」活動を実施をしました。また、市民等を対象とする啓発活動としては、グリーンカーテン普及のため、5 月に開催されたあきる野環境フェスティバルでのゴーヤの苗の配布、地球温暖化についての展示、緑の募金の呼び掛けを行いました。

この他、人材育成の取組として、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」による「小さな子どものおさんぽ会」や小中学校における環境教育等の推進、森の子コレンジャー活動*や、小宮ふるさと自然体験学校での様々な体験事業などを実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度及び 3 年度は中止となるイベントや活動がありました。

(2) 温室効果ガス排出量に関する状況

1) エネルギー消費量

当市のエネルギー消費量（ジュール換算*）は、平成 30（2018）年度において運輸部門（50.1%）が最も多く、次いで家庭部門（24.2%）、業務部門（16.1%）、産業部門（9.6%）となりました（図 6）。燃料種別では、電力（35.0%）が最も多く、次いでガソリン（29.8%）となっています（図 7）。平成 30（2018）年度において平成 25（2013）年度比で 5.2%（179TJ*）減少しました。

エネルギー消費量は、平成 27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、平成 28（2016）年度から増加傾向となっています（図 8）。

表 2 あきる野市エネルギー消費量の推移

（単位：TJ）

部門・燃料	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	
産業	ガソリン・ 灯油等	266	328	359	234	192	167	151	139	143	148	183
	都市ガス・ LPG 等	35	26	135	145	60	48	42	34	14	3	3
	電力	109	151	135	90	107	108	115	113	117	123	126
	小計	410	506	629	469	360	322	308	286	274	274	312
家庭	灯油	80	85	70	69	52	41	48	37	35	42	32
	LPG	324	319	284	262	220	284	253	162	129	175	166
	都市ガス	17	20	26	34	33	32	33	33	32	33	31
	電力	356	453	526	506	623	581	550	545	553	571	557
	小計	777	877	906	871	927	939	884	777	749	821	786
業務	灯油	25	23	18	11	7	6	5	5	5	5	4
	A 重油	53	52	43	14	8	6	4	5	5	4	4
	LPG	49	55	64	10	3	3	2	2	2	2	2
	都市ガス	14	18	40	32	96	79	81	81	82	80	77
	電力	597	773	911	766	526	475	455	414	404	394	436
	小計	738	921	1,076	834	640	569	548	507	498	485	524
運輸	ガソリン	1,141	1,322	1,401	1,326	1,287	1,043	1,037	937	941	892	969
	軽油	447	546	530	314	439	438	404	437	536	528	552
	LPG	111	119	182	159	158	94	126	116	85	114	86
	天然ガス	0	0	0	0	0	2	3	3	5	5	4
	電力	19	22	23	22	19	19	19	18	17	17	16
	小計	1,718	2,009	2,137	1,821	1,904	1,597	1,588	1,510	1,584	1,555	1,627
合計	3,642	4,312	4,748	3,995	3,831	3,427	3,328	3,080	3,105	3,136	3,249	

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト*」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

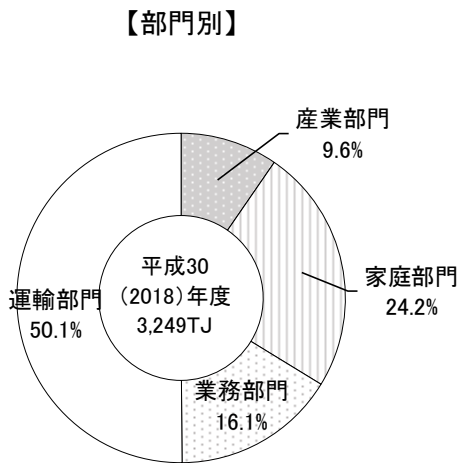


図6 エネルギー消費量の内訳
(あきる野市 平成30〔2018〕年度)

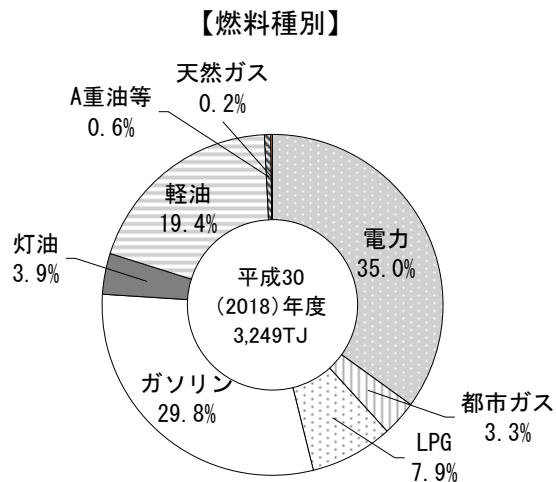


図7 エネルギー消費量の内訳
(あきる野市 平成30〔2018〕年度)

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2018年度）」から作成

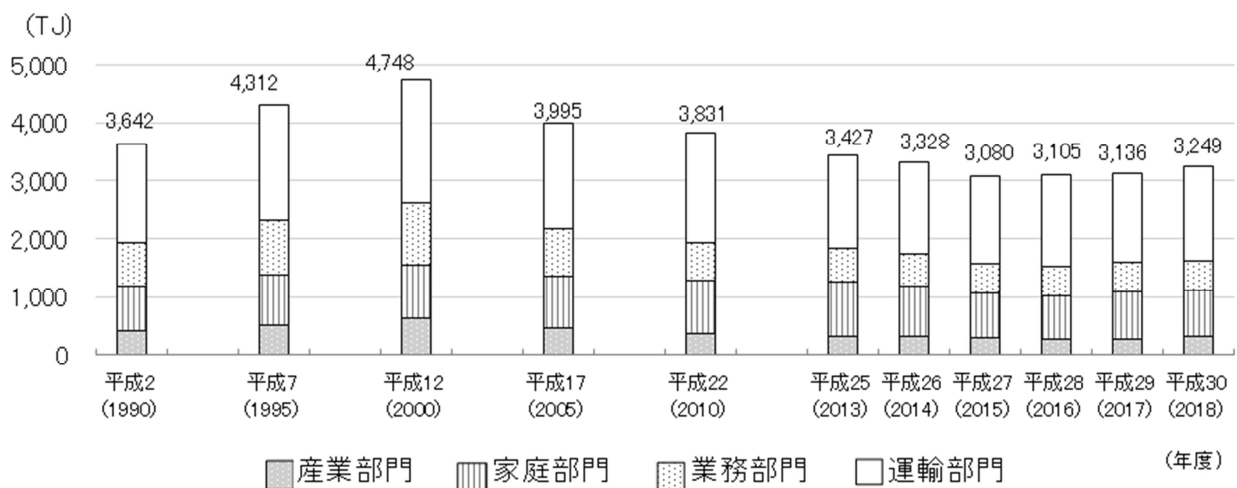


図8 あきる野市のエネルギー消費量の推移 (あきる野市 平成30〔2018〕年度)
出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2018年度）」から作成

2) 温室効果ガス排出量

当市の温室効果ガス排出量は、平成30(2018)年度において321.2千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比7.6%(26.3千t-CO₂)減少しました(図9)。近年では平成25(2013)年度をピークとして減少傾向にありましたが、平成28(2016)年度から増加傾向に転じています。

平成30(2018)年度におけるガス別温室効果ガス排出量は、二酸化炭素(CO₂)が92.1%を占め、次いでハイドロフルオロカーボン類(HFCs)が6.8%でした(図10)。二酸化炭素排出量の推移は、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度まで概ね減少傾向となっていました。平成28(2016)年度からは増加傾向となっています(図11)。

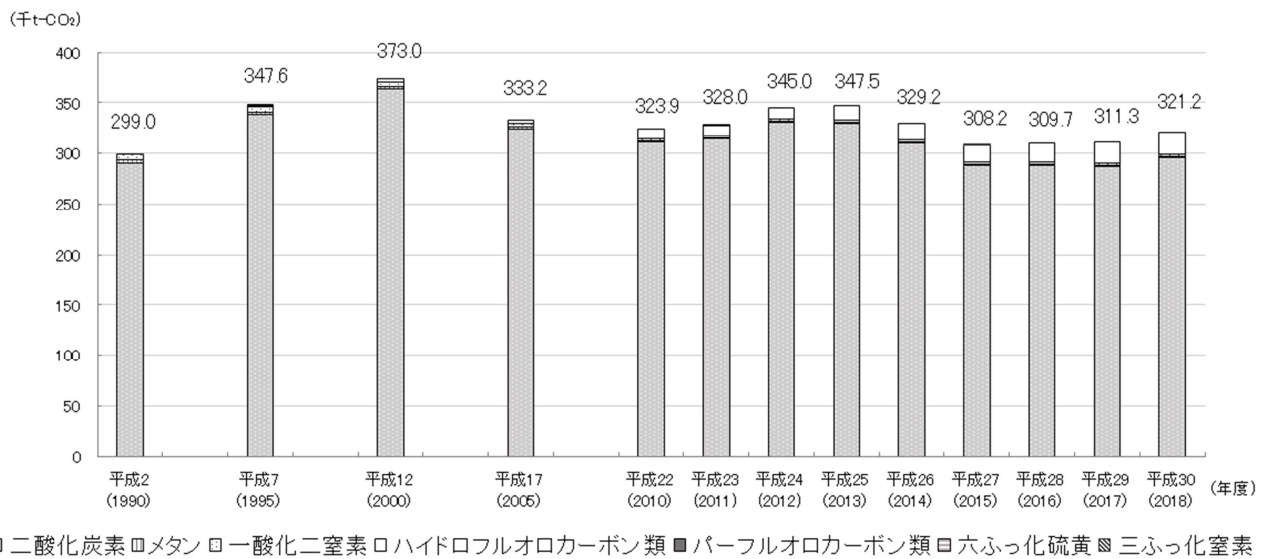


図9 あきる野市の温室効果ガス総排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

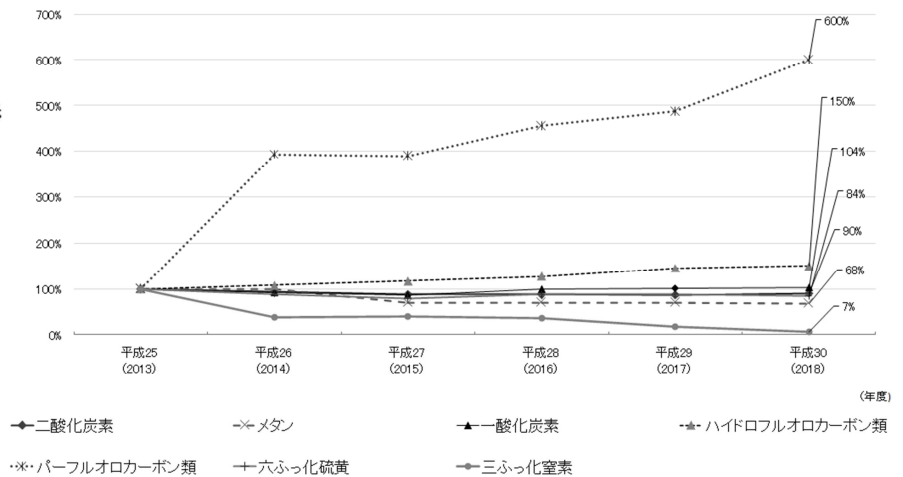
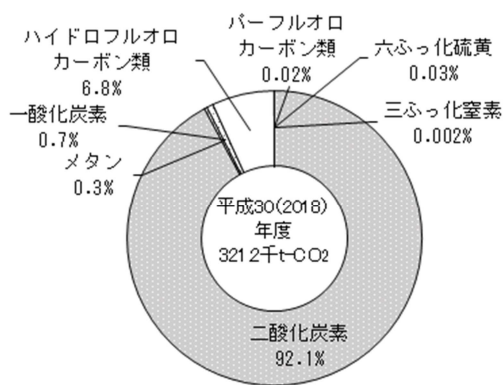


図10 温室効果ガス総排出量の内訳
(あきる野市 平成30〔2018〕年度)

図11 あきる野市のガス種別排出量の増減
(平成25〔2013〕年度比)

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

3) 二酸化炭素排出量

当市の二酸化炭素排出量は、平成 30 (2018) 年度において 295.9 千 t - CO₂ であり、平成 25 (2013) 年度比 10.1% (33.2 千 t - CO₂) 減少しました (図 12)。

平成 30 (2018) 年度における部門別二酸化炭素排出量は、運輸部門が 37.6% を占め、次いで家庭部門が 28.9%、業務部門が 20.5% となりました (図 13)。東京都と比較すると、業務部門の割合が小さく、運輸部門の割合が大きいという特徴がみられます (図 14)。これは、あきる野市の地域特性や公共交通機関の状況等により、自動車の利用が多いためであると考えられます。

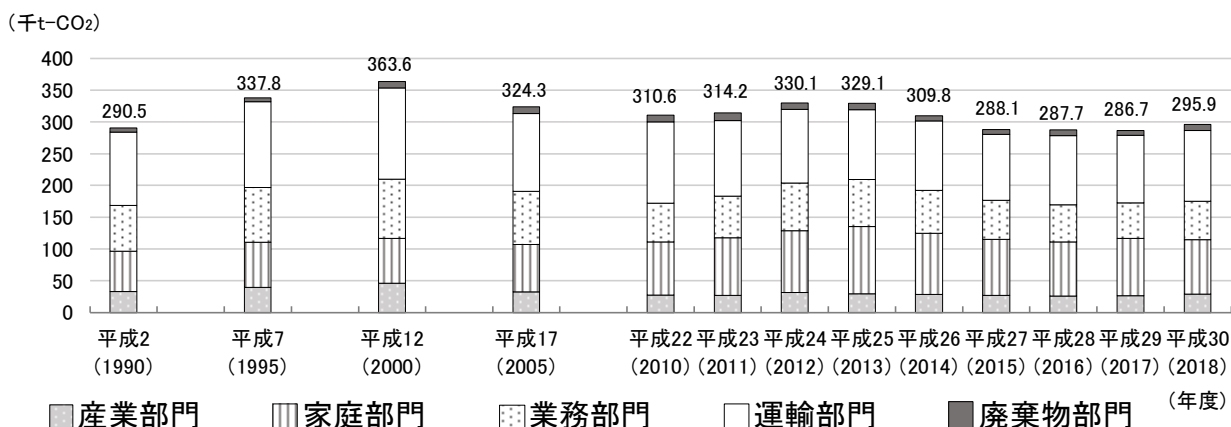


図 12 あきる野市の二酸化炭素総排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2018 年度)」から作成

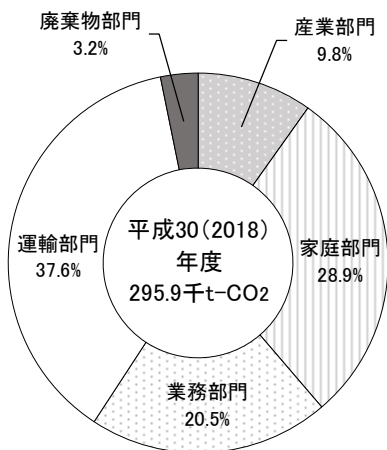


図 13 部門別二酸化炭素排出量の内訳
(あきる野市 平成 30 [2018] 年度)

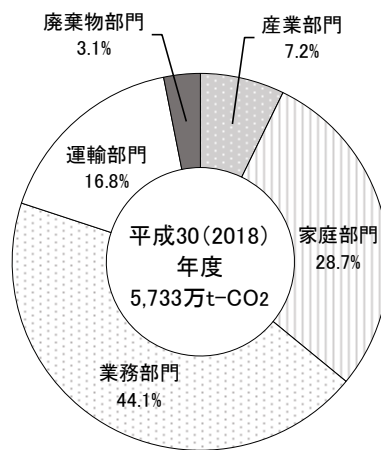


図 14 部門別二酸化炭素排出量の内訳
(東京都 平成 30 [2018] 年度)

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2018 年度)」から作成

4) 森林吸収量（参考）

当市の森林吸収量は、平成 30（2018）年度において 10 千 t - CO₂ であり、平成 23（2011）年度の 28 千 t - CO₂ から大きく減少しております（図 15）。

なお、森林の吸収量は、得られる情報が限定されていることから算出が難しいとされており、地方公共団体において算出する場合は、得られる統計データが更に限定されることから、正確な算出は困難であるため、本吸収量は参考値となります。

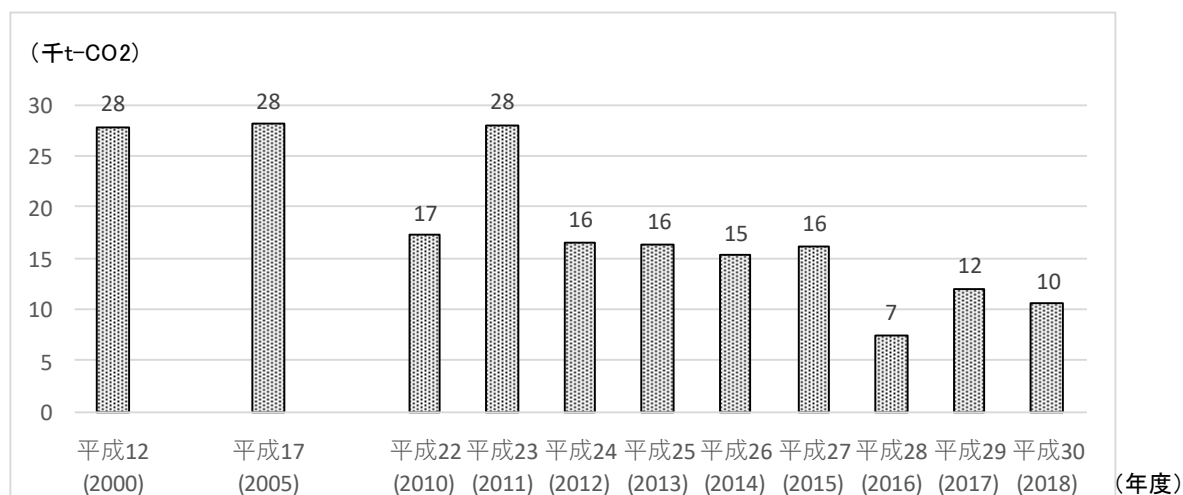


図 15 あきる野市の森林吸収量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

d ち ょ t y

(3) あきる野市地球温暖化対策地域推進計画目標達成状況

平成 26（2014）年 6 月に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」では、削減目標について、令和 2（2020）年度に二酸化炭素排出量を平成 17（2005）年度比で、「3.8%以上削減」を目指し、取組を進めてきました。

二酸化炭素排出量の算定結果（改定時点では平成 30（2018）年度が最新）の二酸化炭素排出量は 295.9 千 t - CO₂ であり、平成 17（2005）年度比で 8.7%削減となることから、このままの数値で移行すれば、令和 2（2020）年度目標は達成できる見込みです。

(4) ゼロカーボンシティへの挑戦

令和 4 年 3 月に策定された第 2 次あきる野市総合計画では、我が国における 2050 年カーボンニュートラルを受け、重点施策として、「ゼロカーボンシティ*への挑戦」を明記し、市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化対策を推進することとしています。

3. 本市の環境に関する取組の評価

本計画の現在までの関連指標全体の進捗状況は、16の指標について、評価A（目標値を達成している）が6つ、評価B（現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる）が5つ、評価C（現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある）が5つとなっています（表3）。

分野別では、自然環境分野及び人の活動分野において評価Cがみられます。一方、生活環境分野及びエネルギー環境分野は、全ての指標で評価A又は評価Bとなっています。

表3 第二次あきる野市環境基本計画の関連指標の進捗状況

評価 A：目標値を達成している

B：現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる

C：現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある

分野	No	指標	目標値	H26年度	R元年度	
				実績	実績	評価
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ20団体	延べ17団体	延べ15団体	C
	2	生物多様性という言葉の認知度（内容もわかる）	70%	30.2%	27.6% (71.9% ^{※1})	C
	3	外来種という言葉の認知度（内容もわかる）	80%	67.6%	60.1% (92.0% ^{※1})	C
	4	地産地消*の実施率（常時取り組んでいる）	50%	39.8%	38.2% (82.2% ^{※2})	C
生活環境	1	環境基準*の達成率（大気、水質など）	98%	97.5%	97.8%	B
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量	574g	643.9g	651g	B
	3	リサイクル率*	約35%	29.4%	33.1%	B
	4	生活排水処理率	95%	94%	96%	B
	5	下水道接続率	97%	96%	98%	A
	6	一斉清掃*の実施回数（年）	2回	2回	2回	A
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口）	40%	38.1%	34.5%	B
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	312千t-CO ₂	330千t-CO ₂ (H24年度)	287千t-CO ₂ (H29年度)	A
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	4,480t-CO ₂	7,981.5t-CO ₂	6,703.4t-CO ₂	A
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	50%	40%	77.5%	A
人の活動	1	森林サポートレンジャーあきる野*の登録人数	120人	106人	105人	C
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数	9,000人	5,375人	10,765人	A

※1「名前は聞いたことがある」を含めた値

※2「時々取り組んでいる」を含めた値

4. 望ましい環境像と分野別の方針

本市の環境特性と課題を考慮し、将来を見据えた望ましい環境像は、引き続き、次のとおりとします。

望ましい環境像

歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野

(1) 望ましい環境像の考え方

本市は、東京都内にありながら、豊かな自然が残り、様々な生きものが暮らすまちです。第二次計画の策定に伴い、平成26(2014)年に実施した「環境に関するアンケート調査」においても、多くの市民が本市の魅力を「山々や丘陵などにみられる緑が豊かなところ」「河川が多いところ」「田園風景があるところ」「森林や里山*などに色々な生きものがみられるところ」と答えています。

しかし、これらの豊かな自然環境は、都市化や社会環境の変化や維持管理の不足などにより、質や量の低下がみられ、身近な生きもの達も少しずつ姿を消しています。

緑豊かな本市の環境は、市民・事業者・市の共通の財産です。これを未来の子ども達に引き継いでいくためには、各主体の協働により、生物多様性の保全をはじめ、廃棄物の減量や安全なまちづくり、地球温暖化対策など、持続的発展が可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

より良い環境を未来へと守り残していくことは、現代に生きる私たちの責務です。

(2) 望ましい環境イメージ

望ましい環境像のイメージは、これまでのものを継続し、次のとおりとします。

奥多摩へ連なる山々から東へ目を移すと、五日市地区の森林や秋川丘陵・草花丘陵の里山、秋留台地に広がる畑と河川沿いに並ぶ水田が懐かしい風景を紡ぎ、きらきらと光をたたえた秋川や平井川のせせらぎが聞こえてきます。私たちが目指すのは、豊かで美しい自然に抱かれて遊ぶ子ども達の姿を眺めながら、誰もがつい歩きたくなくなってしまうようなまちです。

鳥や昆虫、動物、植物など、市内のどこを見ても、様々な生きものが互いに良好な関係を保ちながら生き生きと暮らしています。清潔で、魅力あふれる街並みの中で、自由に行われる活動と快適で安心な人々の暮らしが成り立っている、「誰もがあきる野に住みたい、ずっと住み続けたい」と思うようなまちを目指します。

(3) 分野別の方針

望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の実現に向け、第一次計画と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野により施策を進めていきます。

【自然環境分野】

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

自然環境分野では、本市の自然環境の基盤である生物多様性について、自然環境調査の継続等により現状を把握するとともに、保全と活用により、生物多様性の維持・向上と地域の活性化の両立を図り、豊かな緑と水に育まれた様々な恵みを次世代に引き継いでいきます。

【生活環境分野】

清潔で快適な循環型のまちの創出

生活環境分野では、大気汚染*や水質汚濁*、騒音、振動などの公害がなく、清潔で、誰もが快適に暮らせる、環境への負荷の少ない循環型のまちの創出を進めていきます。

【エネルギー環境分野】

市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進
《あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

エネルギー環境分野では、地球温暖化対策の更なる推進に向け、市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネやエコドライブ*等に取り組むとともに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全等に取り組んでいきます。

【人の活動分野】

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

各分野に示された施策を進めていくためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を継続するとともに、互いに連携・協力することが必要です。

このため、人の活動分野では、三者の情報共有を図るほか、取組の継続に向け、将来を担う子ども達や取組の担い手、後継者の育成を進めるとともに、三者が協働できる体制の構築や機会の創出を進めていきます。

5. 施策の体系

望ましい環境像	分野	施策の柱	施策	
歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野	1 自然環境分野 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	基礎情報の調査・収集	生物多様性の把握・モニタリングの継続 【重点】 保全・再生・活用すべき場所の調査 生物多様性に関する情報の共有化	
		生物多様性の保全	【重点】 生物多様性保全の推進 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進 生態系の保全に向けた取組の推進	
		生物多様性の創出	【重点】 恵み豊かな緑と水の創出 市街地における緑の保全・創出	
		生物多様性の活用	地産地消の推進 生物多様性を活かした商品等の開発 生物多様性を活かした観光振興	
		2 生活環境分野 清潔で快適な循環型のまちの創出	公害対策の推進	公害の防止
			資源循環型社会の構築	【重点】 3Rの推進 資源循環型社会に向けたシステムづくり 環境に配慮した収集・処理の推進
	清潔で快適なまちづくりの推進		清潔なまちづくり 快適で魅力あふれるまちづくり	
	3 エネルギー環境分野 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進 あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	省エネ・再エネの推進	【重点】 家庭生活や事業活動における省エネの推進 建物・設備における省エネ・再エネの推進	
		移動手段における地球温暖化対策の推進	【重点】 自動車の燃料使用量の節減 移動手段等の転換等	
		緑の活用	【重点】 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加 地球温暖化に対策につながる地産地消の推進	
	4 人の活動分野 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人材の育成	【重点】 次世代を担う子ども達の育成 後継者の育成 普及啓発の実施（イベントなど）	
		協働体制の構築	【重点】 協働体制の整備 協働の機会の創出	

第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組

第3章では、本市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」(第2章参照)の実現に向けて、進めていくべき施策と事業内容について、分野別にまとめています。

また、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、地球規模の環境課題の解決にも貢献していく取組を推進します。

1. 自然環境分野

(方針)豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

【関連するSDGs】



施策の柱 1 基礎情報の調査・収集

本市の豊かな生物多様性の保全や活用を図るためには、自然環境調査などを通じて、市内の生きものの状況などの生物多様性の現状等を把握することが重要です。

これらの調査結果等を基に、保全や再生が必要な場所、地域活性化に向けて活用できる場所等を選定し、保全や活用の取組に向けた基礎資料とします。

さらに、こうした情報を推進主体間で共有できるよう、様々な手法を講じます。

【目標】

- ・生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- ・生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- ・生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
生物多様性の把握・モニタリング*の継続		
各種調査の継続・実施	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境調査の継続 ●森林レンジャーあきる野による各種調査の継続 ●専門機関等との連携による調査の検討 	環境政策課 環境政策課 環境政策課
調査結果の収集	<ul style="list-style-type: none"> ●市民などによる調査の結果の収集 	環境政策課
情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性に関する各種情報の整理・集約 ●生物目録*の作成・更新 ●生物種の生活史*等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討 	環境政策課 環境政策課 環境政策課

施策・事業内容		担当課
保全・再生・活用すべき場所の調査		
【重点】市内各所の評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●各種情報の地図情報化及び更新 ●生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など） 	環境政策課 環境政策課
【重点】保全等すべき場所の調査	<ul style="list-style-type: none"> ●保全・再生・活用すべき場所の抽出 	環境政策課
生物多様性に関する情報の共有化		
様々な方策による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●各種リーフレットの作成（更新）・公開 ●水と緑のマップの充実 ●生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施） ●生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成 	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
情報発信する内容の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ●森の魅力やみどりの大切さの発信 ●農地の環境面からの機能の発信 ●生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む） 	環境政策課 農林課 環境政策課 生活環境課

施策の柱 2 生物多様性の保全

本市で確認されている様々な希少生物を保全するためには、守るべき希少種の指定や希少種の生息・生育に必要な区域の保全などに向けた仕組みづくりが必要です。

また、希少生物の保全や人間と自然との共存に向け、有害鳥獣対策*や外来種対策を継続・拡大します。

さらに、本市には、森や里山、農地、河川などに様々な生態系が存在していることから、これらを保全するための取組を進めます。

【目標】

- ・「生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- ・個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
生物多様性保全の推進		
【重点】区域指定など	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性保全区域の指定の検討 ●市民・観光客向けカントリーコード*の設定 ●重要地域の公有地化 ●保存緑地*の指定 ●文化財の保護 	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 生涯学習推進課

施策・事業内容		担当課
【重点】保存する種の選定	<ul style="list-style-type: none"> ●あきる野市版レッドリストの作成 ●指定種の指定の検討 	環境政策課 環境政策課
有害鳥獣対策及び外来種対策の推進		
有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	●効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課
有害鳥獣対策の継続・拡大	●有害鳥獣対策の実施	農林課
外来種対策の継続・拡大	●外来種対策（アライグマ等）の実施	環境政策課
	●特定外来生物*対策（アライグマ・クビアカツヤカミキリ等）の実施	環境政策課
	●外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課
●東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進		環境政策課
生態系の保全に向けた取組の推進		
森林に関する取組	●郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	環境政策課
	●森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	農林課
	●森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	環境政策課 農林課
里山に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ●里山での保安全管理活動の実践 ●里山の保全策の検討 	環境政策課 環境政策課
農地に関する取組	●農地の適正管理と活用（生産緑地制度*の推進・管理・追加指定、担い手への農地集積、観光・体験農園の検討（遊休農地*の活用ほか）	農林課 都市計画課
河川に関する取組	●河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 管理課
	●清流保全協力員活動*の継続	生活環境課
地下水・湧き水に関する取組	●地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課
	●湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課
崖線緑地*に関する取組	●崖線地区の保全	環境政策課 都市計画課

施策の柱 3 生物多様性の創出

本市には現在も豊かな自然環境が残っていますが、時代の流れに伴い、自然環境が劣化又は喪失している場所もみられます。特に、本市の魅力を生み出す森林や河川については、多面的機能*の低下や河川環境の単一化などが懸念されており、森林の健全性の回復や様々な魚類が棲む秋川の再生が求められている状況です。

また、望ましい環境像の実現に向け、推進主体と連携して取組を進めていくためには、生物多様性の恵みが感じられるまちづくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ

取組として、公共施設や公園、住宅地、崖線*などの緑の充実や拡大、回復を進め、緑の連続性の確保による生態系ネットワーク*の形成・充実を図ります。

【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- ・秋川の河川環境が向上し、遡上*が確認されているアユや、ヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- ・公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
恵み豊かな緑と水の創出		
森林に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出） ●森林環境譲与税の活用【新規】 ●郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出） ●アニマルサンクチュアリ活動*の継続 ●森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出） ●市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する 	農林課 農林課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 農林課 農林課
魅力あふれる川づくりに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ●河川環境の維持・向上 ●魚道*の整備 ●魚類が産卵しやすい川づくり ●稚魚の放流 ●遡上*が確認されているアユなどの魚類の保護の推進 ●河川環境の向上についての検討 	環境政策課 管理課 農林課 農林課 農林課 環境政策課
市街地における緑の保全・創出		
公共施設などの緑の充実・拡大	●公共における生物多様性に配慮した緑の充実・拡大（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課
市街地の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱） ●住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテン普及等） ●農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 	環境政策課 都市計画課 環境政策課 環境政策課
崖線緑地の回復・充実	●住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課

施策の柱 4 生物多様性の活用

地域から産出された農畜産物や木材などをその地域で消費する「地産地消」を通じて、生物多様性の恵みを実感するとともに、身近な活用を進めます。

また、本市の豊かな生物多様性を地域の特長の一つとして捉え、「秋川渓谷物語*」ブランドに認定される商品の開発や、「秋川渓谷」を地域のブランドとして活用し、地域活性化を図ります。さらに、本市が基準産地*であるトウキョウサンショウウオをモチーフとしたイメージキャラクター「森っこサンちゃん」を各種商品へ活用してもらうための周知を継続します。

景勝地*などの観光スポットは、本市の豊かな生物多様性を基盤としており、地域資源として活用すべき財産です。このため、更なる周知や観光ルートの設定、釣りやバーベキューといったレジャーへの利用を進めます。また、平成28(2016)年4月に開設した「秋川渓谷戸倉体験研修センター」では、こうした地域資源の活用を特色の一つとします。

【目標】

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
地産地消の推進		
農畜産物における取組	●地産地消型農業の推進	農林課
地元産材における取組	●森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課
	●公共施設における地元産材の使用促進	施設所管課
生物多様性を活かした商品等の開発		
地域ブランド普及拡大など	●「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大 ●「秋川渓谷」のブランド化の推進 ●「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	商工振興課 観光まちづくり推進課 環境政策課 商工振興課
生物多様性を活かした観光振興		
観光拠点等の運営・整備	●武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化 ●秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課

施策・事業内容		担当課
観光ルートの設定など	<ul style="list-style-type: none"> ●あきる野百景などの観光スポットの周知・活用 ●各種マップの作成 ●古道・散策コース（フットパス*）及び景観の整備 ●観光ボランティアガイド*の育成 ●各種ルートの設定（散歩路、遊歩道） 	環境政策課 観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課など 環境政策課 観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課など
溪流*を活かした取組	<ul style="list-style-type: none"> ●釣りなどのレジャーへの活用 ●バーベキュー場の維持管理 	観光まちづくり推進課など 観光まちづくり推進課

自然環境分野の関連指標

自然環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ15団体	維持
生物多様性という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	71.9%	75%
外来種という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	92.0%	95%
地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	38.2%	40%

2. 生活環境分野

(方針)清潔で快適な循環型のまちの創出

【関連するSDGs】



施策の柱 1 公害対策の推進

市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などに関する環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

公害に限らず、生活環境の保全につながる情報については、収集に努めるとともに、必要に応じて提供を行います。

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
公害の防止		
環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開	<ul style="list-style-type: none"> ●環境調査の継続 ●生活環境に関する情報の収集・公開 	生活環境課 生活環境課
大気汚染対策・悪臭*対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●粉じん*防止対策の充実 ●悪臭防止対策の充実 	生活環境課 生活環境課
水質汚濁防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続 ●生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽*の設置補助、普及啓発の実施）の継続 ●下水道の整備 ●下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討 	生活環境課 管理課 管理課 管理課
騒音防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場からの騒音防止対策の充実 ●道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望） ●近隣騒音*防止対策の充実（啓発・指導） 	生活環境課 建設課 生活環境課

施策・事業内容		担当課
	●航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課
有害化学物質*対策の充実	●有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課
	●有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導）	生活環境課
その他の公害対策・生活環境保全策の充実	●振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課
	●土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課
	●家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課
	● <small>ひかりがい</small> 光害*防止対策の研究	生活環境課

施策の柱 2 資源循環型社会の構築

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働の下、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、ごみ会議の活動などを通じて、3Rの取組を推進するとともに、意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートを選定や収集車への低公害車の導入推奨、清掃工場の適正管理などを継続します。

【目標】

- ・資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22（2010）年度に対し約9%（56g/人・日）削減している。
- ・平成22（2010）年度に約27%だったリサイクル率について、約35%まで増加している。
- ・ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
【重点】 3Rの推進（ごみの発生抑制に関する施策）		
ごみ減量の推進	●ごみ会議の運営・推進	生活環境課
	●ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	生活環境課
	●生ごみリサイクルの促進	生活環境課
	●落ち葉の堆肥化の推進	生活環境課
	●水切の徹底	生活環境課
	●環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施	生活環境課
	●廃食油の有効利用の促進	生活環境課
	●事業者へのごみ減量啓発	生活環境課
	●食品ロス削減の推進【新規】	生活環境課
	●廃プラ問題への取組【新規】	生活環境課

施策・事業内容		担当課
資源循環型社会に向けたシステムづくり		
リサイクルの推進等	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの戸別収集・有料化の継続 ●資源集団回収の推進 ●資源回収の充実 ●新たなリサイクルシステムの検討 ●放置自転車リサイクルの実施 ●最終処分場掘り起こし再生 	生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 地域防災課 生活環境課
環境に配慮した収集・処理の推進		
環境に配慮したごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●直接搬入ごみの受入れ ●環境低負荷型の収集の実現 ●清掃工場の適正管理 	生活環境課 生活環境課 生活環境課

施策の柱 3 清潔で快適なまちづくりの推進

本市には、公園や住宅地など、市街地にも多くの緑が存在しています。これらの緑は、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生態系ネットワークの形成にも大きな役割を果たします。このため、市街地における緑の保全や創出を継続します。

また、誰もが愛着のもてる清潔なまちづくりに向け、市民との連携の下、不適正な屋外広告物の撤去や空き地の適正管理に向けた指導、ごみのポイ捨て防止やペットの適正飼育などの意識啓発を継続します。

さらに、地区計画*によるまちづくりや散策路の整備を通じて、誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めます。

【目標】

- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- ・誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
清潔なまちづくり		
清潔な街並みの維持	<ul style="list-style-type: none"> ●不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去 ●道路・街路樹・公園・公共施設等の適正管理 	管理課 生活環境課 管理課 建設課 施設所管課
ポイ捨て防止等	<ul style="list-style-type: none"> ●たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発） ●一斉清掃の実施 ●ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など ●ポイ捨て防止などの対策の研究 ●不法投棄対策の充実 	生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課
空き地・空家の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●空き地の適正管理 ●空家対策計画の推進 	生活環境課 都市計画課
ペットの適正飼育	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットの飼い方等の意識啓発 ●ペットの飼い方等に関する苦情対策 	健康課 生活環境課 健康課
快適で魅力あふれるまちづくり		
歩きやすい散策路などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画などを生かした良好な街並みづくり ●歩きやすい散策路、遊歩道等の整備 ●市民参加型まちづくりに向けた意識啓発 	都市計画課 区画整理推進室 環境政策課 観光まちづくり推進課 環境政策課 都市計画課

生活環境分野の関連指標

生活環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

【指標】

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
環境基準の達成率（大気、水質など）	97.8%	98%
市民一人一日当たりのごみ排出量	651g	574g
リサイクル率	33.1%	約35%
生活排水処理率	96%	97%
下水道事業整備率	94.6%	95%
一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回
一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口）	34.5%	40%

3. エネルギー環境分野

(方針)市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進
「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

【関連するSDGs】



(1) 「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としての位置付け

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)第19条第2項に基づき、「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に相当するものであり、平成26(2014)年度に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」の内容を見直して取りまとめました。

(2) 対象とする温室効果ガス

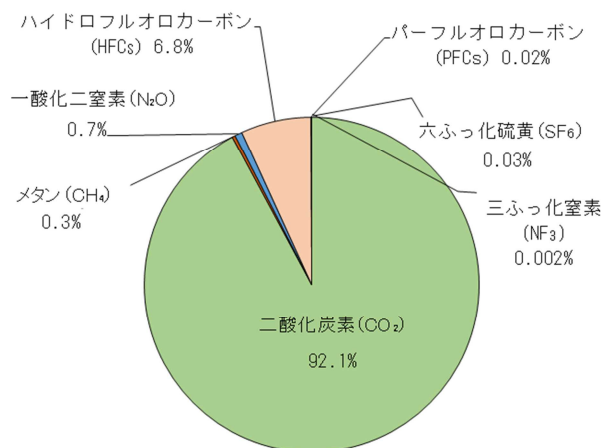


図17 あきる野市の温室効果ガス構成比
(平成30(2018)年度)

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2018年度)」から作成

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類です。

一方、本市における最新(平成30(2018)年度)の温室効果ガス排出量の構成比をみると、二酸化炭素が92.1%を占めています(図17)。

地球温暖化対策を進めるためには、先の7種類の温室効果ガスの排出量を削減していくことが必要ですが、本市の温室効果ガスの構成比などを考慮し、本計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素とします。

(3) 二酸化炭素排出量の将来推計

当市における将来の二酸化炭素排出量について、現状から新たな地球温暖化対策を行わないとした場合（現状趨勢（すうせい）ケース）の推計を行いました。

現状趨勢ケースの令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量は289.0千t-CO₂と推計され、平成30（2018）年度における二酸化炭素排出量から、7.0千t-CO₂の削減（-2.4%）となります（図18）。

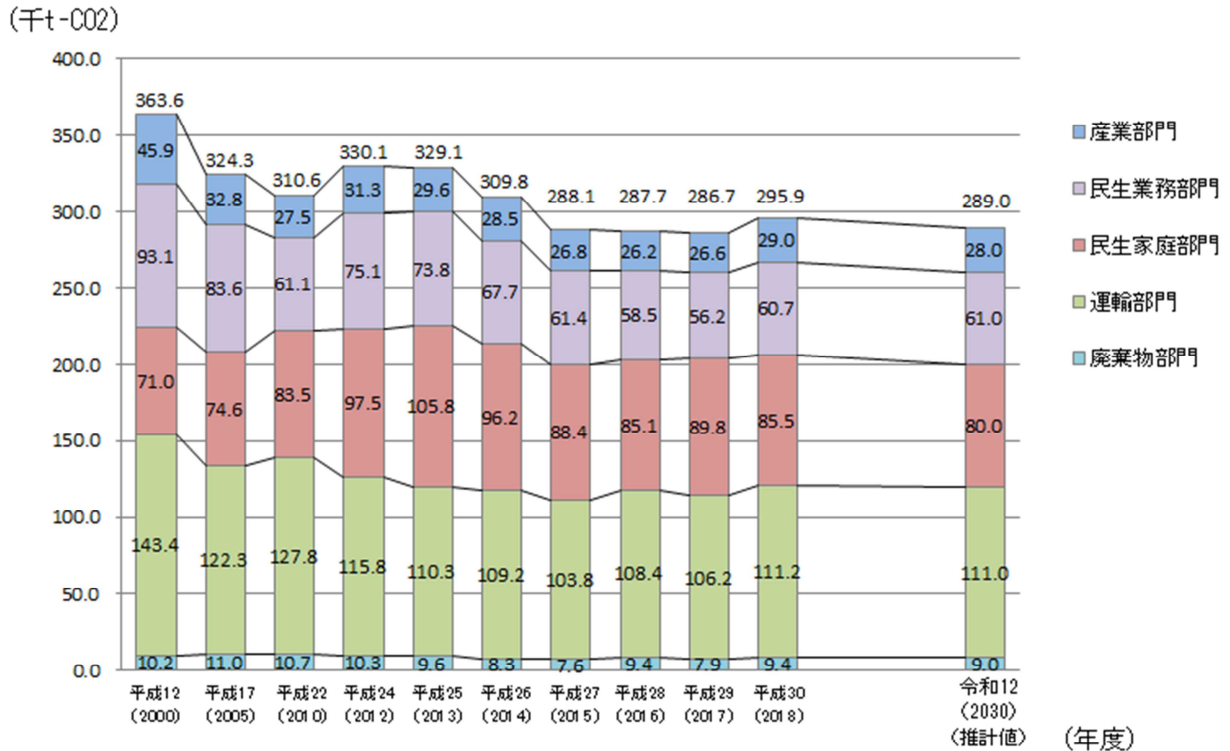


図18 あきる野市における二酸化炭素排出量の将来推計結果

○将来推計の方法

- 人口や各種の活動量の推移を考慮し、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において展開する、「温室効果ガス排出量 将来推計ファイル」を用いて推計しました。

(4) 二酸化炭素排出量の削減目標

1) 基準年度

二酸化炭素排出量の削減目標を設定するに当たり、基準とする年度については、令和3(2021)年10月に決定したわが国の削減目標である「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比45.0%減」に準じて、平成25(2013)年度とします。

基準年度 = 平成25(2013)年度

2) 削減目標

本計画における二酸化炭素の削減目標については、国が令和3(2021)年10月に閣議決定を行った「地球温暖化対策計画」を基に推計した削減見込量を考慮し、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比48.6%削減を目指します。

平成25(2013)年度の二酸化炭素排出量329.0千t-CO₂から、削減目標である48.6%を削減した場合の二酸化炭素排出量は、169.0千t-CO₂であり、これが目標値となります(図19)。

なお、国及び当市の長期目標である2050年カーボンニュートラルに向け、今後国や東京都の動向も見据えて、必要に応じて目標や取組内容を見直すこととします。

～ 二酸化炭素排出量の削減目標 ～
令和12(2030)年度までに48.6%削減
(平成25(2013)年度比)

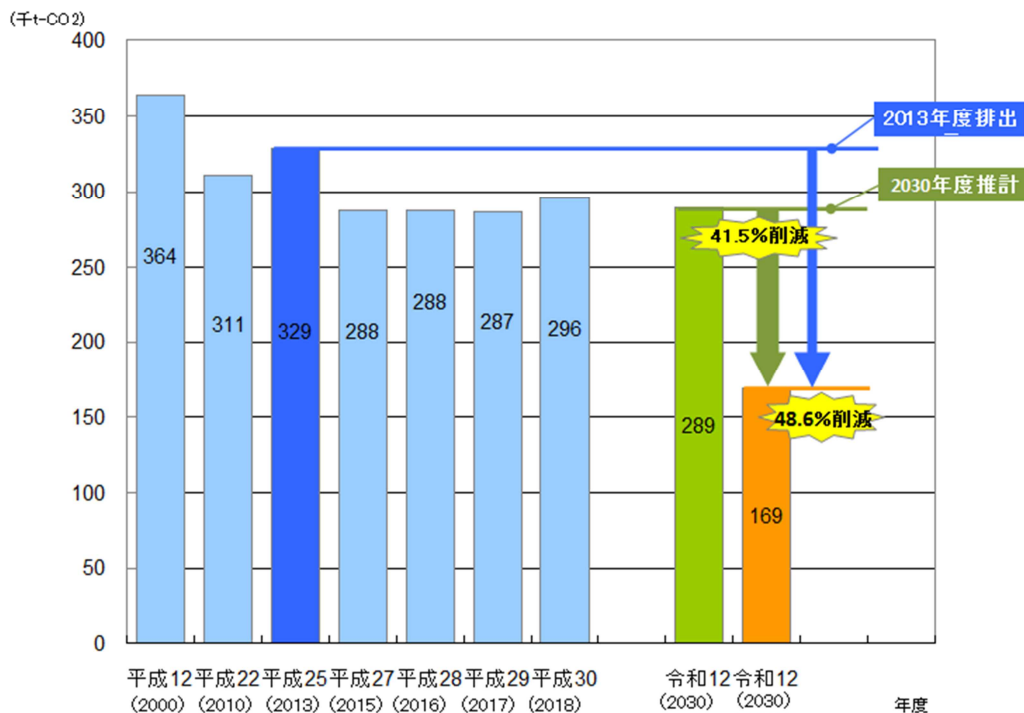


図19 削減目標のイメージ

施策の柱 1 省エネ・再エネの推進

温室効果ガスの排出削減に有効な省エネでは、こまめな消灯や空調機器の温度調整などの小さな取組の蓄積により、光熱水費の節約だけでなく、二酸化炭素排出量の削減につながります。このため、家庭や事業所における省エネの促進について、更なる普及啓発を行います。

また、グリーン購入*など、省エネにつながる消費行動の定着に向け、情報提供や普及啓発を図ります。

さらに、建築設備や建築物そのものにおける地球温暖化対策を進めるため、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の情報提供を行います。

市の事務事業においても、エコ活動などによる省エネの取組を継続するとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、国や都の施策に協力し、公共施設への再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入などを推進します。

【目標】

- 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- 市民等におけるグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。
- 2050年カーボンニュートラルに向け、国や都と協力して温室効果ガスの削減の取組が推進されている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
家庭生活や事業活動における省エネの推進		
【重点】 省エネ型活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発 ● 環境家計簿などの普及拡大 ● エネルギーマネジメント*に関する情報収集や情報提供、普及啓発 ● 環境フェスティバルの開催 	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
【重点】 環境に配慮した消費行動の実践・奨励	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発 	環境政策課 生活環境課
【重点】 市の事務事業における取組	<ul style="list-style-type: none"> ● こまめな消灯などの省エネの推進（公共施設） ● 環境に配慮した消費行動の実践（公共施設） ● 公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施 	関係各課 関係各課 関係各課
建物・設備における省エネ・再エネの推進		
再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発 ● 家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援 	環境政策課 環境政策課

施策・事業内容		担当課
建物自体の省エネ化の推進	●スマートハウス*や省エネ改修等などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課
公共施設等における取組	●再生可能エネルギー設備・機器の導入 ●省エネルギー設備・機器の導入（公共施設のLED*化など） ●ESCO 事業*などによる省エネ改修の実施検討	施設所管課 建設課 施設営繕課 (工事設計時) 環境政策課 施設所管課

施策の柱 2 移動手段における地球温暖化対策の推進

本市の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の排出量が特に多いため、エコドライブの推進や、ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車*などの次世代自動車の導入を促進することで、自動車の燃料使用量を節減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について広く周知し、公共交通機関や自転車の積極的利用を促進します。公共交通機関の利便性向上については、交通事業者との連携を継続します。

市の事務事業においても、公用車におけるエコドライブの推進や、電気自動車の導入、公共交通機関の利用などを進め、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【目標】

- ・エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- ・公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。
- ・公用車に次世代自動車（主に電気自動車）の導入が推進されている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
自動車の燃料使用量の節減		
【重点】エコドライブの推進	●エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る ●エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	環境政策課 環境政策課
【重点】次世代自動車等の普及促進	●次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る ●次世代自動車の開発動向に対応した施策の充実（水素ステーション*の設置研究など）	環境政策課 環境政策課
【重点】公用車における燃料使用量の節減	●公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	環境政策課

		<ul style="list-style-type: none"> ●職員を対象としたエコドライブの普及・推進を図る ●公用車に次世代自動車（主に電気自動車）を計画的に導入する 	総務課 総務課 環境政策課
移動手段の転換等			
	移動手段の転換に伴う効果の周知	●移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課
	公共交通機関の利便性向上	●公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課 総務課 環境政策課
	自転車の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて駐輪場を整備する ●自転車の優遇方策の研究及び検討 ●自転車の更なる有効活用方策の検討 	地域防災課 環境政策課 環境政策課
	市の事務事業における移動手段の転換等	●徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する	総務課 環境政策課

施策の3 緑の活用

本市は、市域の6割に及ぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有しています。これらの緑は、動植物の生息・生育の場となるだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。緑を活かし、生物多様性の保全と地球温暖化対策を進めるため、森林の適正管理や市街地の緑の拡大を図ります。

また、輸送に伴うエネルギー使用量の節減のため、農畜産物や地元産材の地産地消に積極的に取り組みます。

【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加		
【重点】 森林の保全	●森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課
【重点】 森林の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●木質バイオマス*利活用方法の研究等の推進 ●カーボンオフセット*の仕組みづくりや活用方策について研究する 	環境政策課 環境政策課
地球温暖化対策につながる地産地消の推進		
農畜産物に関するもの	●地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課

施策の4 気候変動への適応【新規】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。

また、世界各国では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波といった異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物への甚大な被害が発生しています。そのため、世界規模で地球温暖化対策の取組が様々なかたちで進められていますが、世界全体で厳しい温室効果ガスの排出抑制や低炭素の努力を行ったとしても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられないと言われています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

【目標】

- ・市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが行われている。
- ・気温上昇による熱中症や感染症などの健康被害を最小限に抑制するための取組がされている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
気候変動適応に向けた取組		
自然災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップ*により、危険箇所や避難場所の周知徹底を図る【新規】 ●自然災害に対する様々な備えについての普及・啓発を行う【新規】 ●防災・安心地域委員会と連携した防災の取組の推進【新規】 	地域防災課 地域防災課 地域防災課
健康被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症予防の普及・啓発と注意喚起の取組を推進する【新規】 ●クールシェア・ウォームシェアなどの普及・啓発【新規】 ●室温の上昇を抑えるグリーンカーテンの普及・啓発【新規】 	健康課 環境政策課 環境政策課

◎エネルギー環境分野に関連する施策

地球温暖化に関する施策は、各分野にわたるため、それぞれの分野に掲載されていますが、以下の施策・事業は、エネルギー環境分野にも関連しています。

施策・事業内容	掲載分野
市街地における緑の保全・創出	自然環境分野
森林に関する取組	自然環境分野
地産地消の推進	自然環境分野
ごみの減量化と適正処理の推進	生活環境分野

エネルギー環境分野の関連指標

エネルギー環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	基準値	目標値
あきる野市全体の二酸化炭素排出量	329 千 t-CO ₂ (H25 年度)	169 千 t-CO ₂ (R12 年度)
あきる野市役所の二酸化炭素排出量 ※第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	7,982t-CO ₂ (H25 年度)	4,789t-CO ₂ (R12 年度)
グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	77.5% (R 元年度)	80%

※あきる野市全体の二酸化炭素排出量及びあきる野市役所の二酸化炭素排出量の目標年度を、本計画期間外の令和 12 年度に設定していますが、これは、国の計画である「地球温暖化対策実行計画」の目標年度に準拠したためです。

※あきる野市役所の二酸化炭素排出量の目標値は、あきる野市全体の二酸化炭素排出量の目標値の削減よりも少ない削減量になっていますが、令和 4 年度に見直す予定です。

4. 人の活動分野

(方針) 将来に向かって市民・事業者・市が協働する

【関連する SDGs】



施策の柱 1 人材の育成

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育*のほか、様々な場面や機会において体験学習などを行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。

また、本市の環境の保全に関わる農業の担い手の育成支援とともに、各種取組の担い手となるボランティアの育成や活用を図る仕組みづくりを進めます。

環境に関する取組に継続的に携わるためには、環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図ることが必要です。このため、これらの取組に関わる機会を創出する普及啓発イベント等を実施します。

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の担い手や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
次世代を担う子ども達の育成		
<p>【重点】</p> 小中学校における環境教育の継続	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における環境教育の推進 ●小中学校における食育の推進 ●小中学校で活用できる教材の作成 	指導室 指導室 学校給食課 環境政策課
<p>【重点】</p> 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続 ●森の子コレンジャー活動の継続 ●菅生地区における森づくりを通じた環境教育の継続 ●未就学児を対象とした環境教育の推進 ●幼稚園や保育園を対象とした環境教育の推進 ●小峰ビジターセンター*や河川管理者などと連携した環境学習の推進 	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 保育課 保育課 環境政策課
後継者の育成		
担い手の育成や活用	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実 ●農業の担い手の育成支援 	環境政策課 農林課
後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> ●有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援 	農林課
普及啓発の実施（イベントなど）		
各種普及啓発の検討及び実施	●リユースなどの普及啓発イベント（環境フェスティバル・スポーツごみ拾いなど）を実施する	環境政策課
	●参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	環境政策課 生活環境課
	●生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課
	●小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課
	●食育の推進	農林課 学校給食課
	●図書館における環境情報コーナーの充実	図書館

施策の柱 2 協働体制の構築

環境に関する取組は、非常に多岐にわたっており、市民・事業者・市による共通認識のもと、それぞれの立場から推進を図ることが必要です。このため、各推進主体間の連携を促進するため、環境委員会のように多様な主体が参画する組織の運営を継続します。

また、様々な主体が共に活動できる場として、協働の機会の維持や創出を図ります。

【目標】

- ・各推進主体や庁内関係部署が参画する環境政策に関連した組織が機能している。
- ・様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
協働体制の整備		
各種委員会等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●環境委員会の運営 ●生きものの会議の運営 	環境政策課 環境政策課
活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の活動を支援する仕組みの検討 	環境政策課
協働の機会の創出		
市民が気軽に参加できる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●森林サポートレンジャーあきる野の継続 ●森づくりにおける町内会・自治会などとの連携 ●市民参加の森づくり事業の推進(ボランティアの育成・活用の仕組みづくり) ●企業や自治体との協働の森づくりの推進【新規】 ●遊休農地の活用方法の検討・推進(担い手への農地集積、観光・体験農園) ●ふるさと農援隊*の継続 ●あきる野の農と生態系を守り隊*の継続 ●流域の一体的な保全(平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理) ●アダプト制度*の運用 ●打ち水や散水を奨励する仕組みづくり ●クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり 	環境政策課 環境政策課 環境政策課 農林課 農林課 農林課 高齢者支援課 農林課 環境政策課 管理課 環境政策課 環境政策課

人の活動分野の関連指標

人の活動分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
森林サポートレンジャーあきる野の登録人数	105人	120人
小宮ふるさと自然体験学校・戸倉しろやまテラスの環境教育・体験学習施設の利用者数	10,765人	維持

第4章 推進体制と進行管理

第4章では、本計画を着実に推進するため、市民・事業者・市の三者協働の原則や進行管理、関連指標の設定についてまとめています。

1. 推進体制

(1) 各主体に求められる行動と協働の行動原則

本計画を推進し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、自らができることを考え、環境負荷の少ない生活や事業活動、環境保全活動への協力などに取り組むことが必要です。

また、安全で快適な地域の環境づくりや、環境・経済・社会が好循環を生み出す持続的発展が可能な社会の実現には、各主体による協働も重要です（図20）。

さらに、協働に当たっては、①各主体が自ら進んで参加し、②適切な役割分担の下で、その主体が行うべきことを実践し、③情報や目標の共有化を図りつつ、連携・協力して取り組むことが求められます。

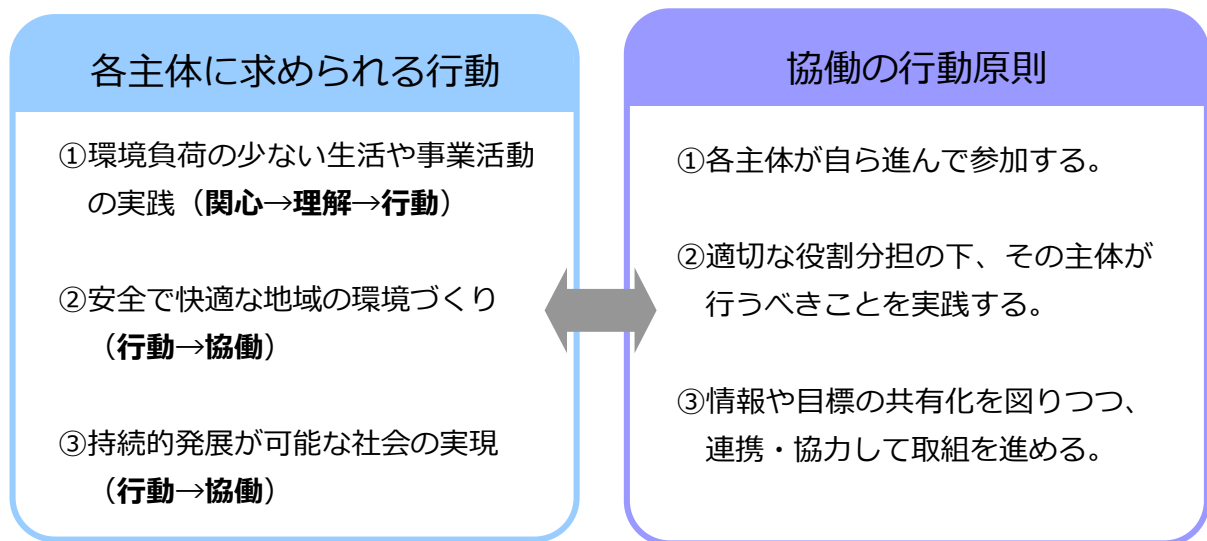


図20 各主体に求められる行動と協働の原則のイメージ

(2) 協働組織の位置付け

市民・事業者・市の協働による取組を進めていくため、三者の協働組織である環境委員会のほか、「あきる野市生きもの会議」（以下「生きもの会議」という。）を運営します。

各協働組織は、「あきる野市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）や市と情報交換や連携・調整しながら、それぞれの役割に取り組みます。

環境審議会は、市長の諮問機関であり、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、必要な審議及び答申を行います。

環境委員会は、協働による取組などの企画・運営、本計画の施策進捗状況の点検・評価や確認を行います。生きもの会議は、生物多様性の現状等の把握、希少生物の保全方針の検討などを行います。これらの協働組織は、市民・事業者・市のほか、識見を有する者や各種団体の代表により構成され、下部組織を設置することができるほか、必要に応じて、共同で会議を開催し、意見交換等を行います。

市においては、「あきる野市生物多様性推進委員会」や「あきる野市地球温暖化対策推進本部」などの庁内の各部署を横断する組織により、本計画や分野別計画の推進を図ります（図21）。

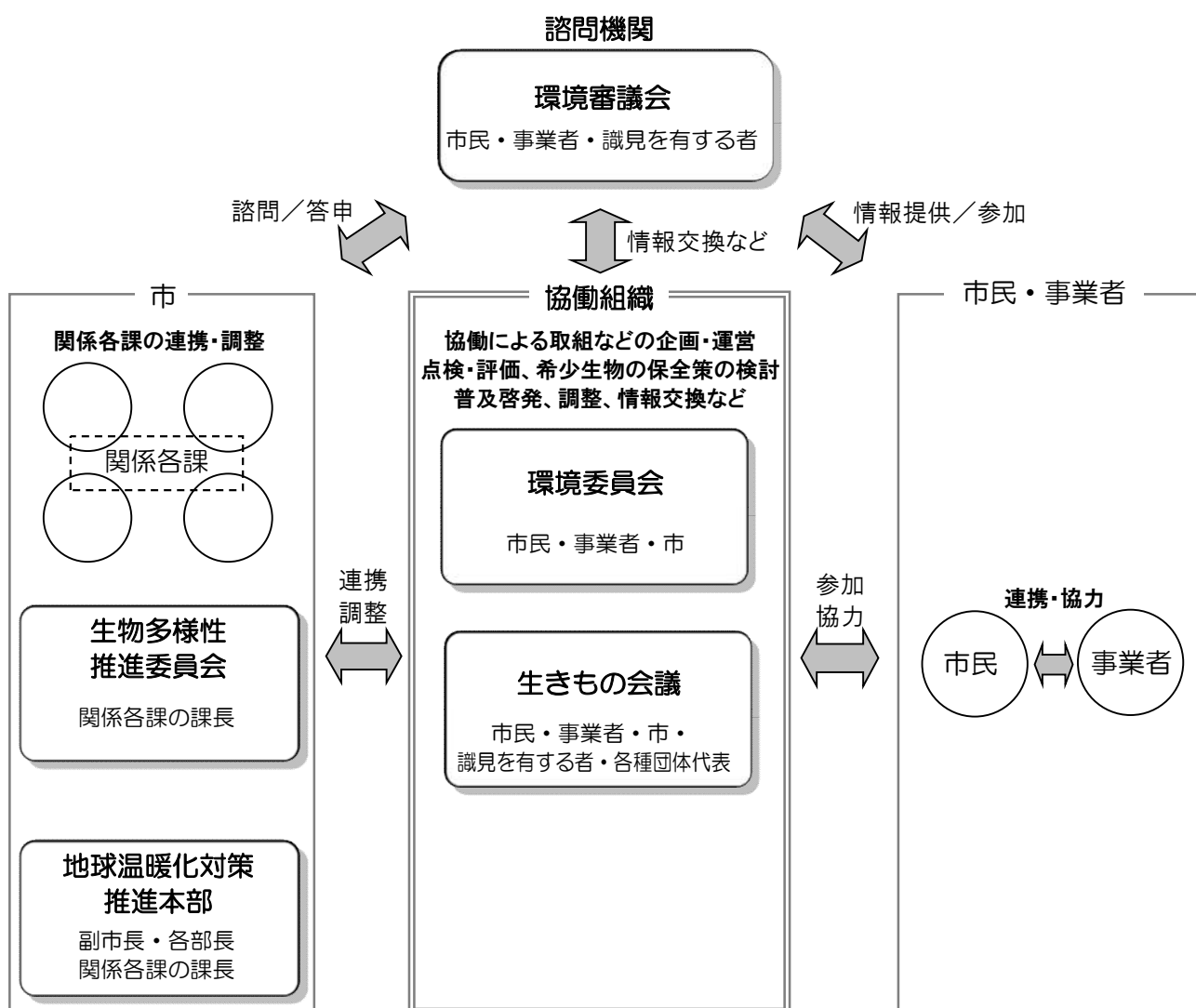


図21 推進体制のイメージ

2. 進行管理

(1) 三者協働による進行管理の手法

本計画の着実な推進や計画的な目標達成を図るためには、進行管理においても、市民・事業者・市の三者の協働が必要です。

そこで、第一次計画と同様に、PDCA サイクルに沿い、各主体で様々な取組を進めます(図 22)。また、毎年度、各施策の担当課と環境委員会により、施策進捗状況の点検・評価や確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、環境白書として取りまとめます。

さらに、一定の期間ごとに、市民や事業者を対象とするアンケート調査などを実施し、環境に対する満足度や環境保全活動の実施状況を把握します。

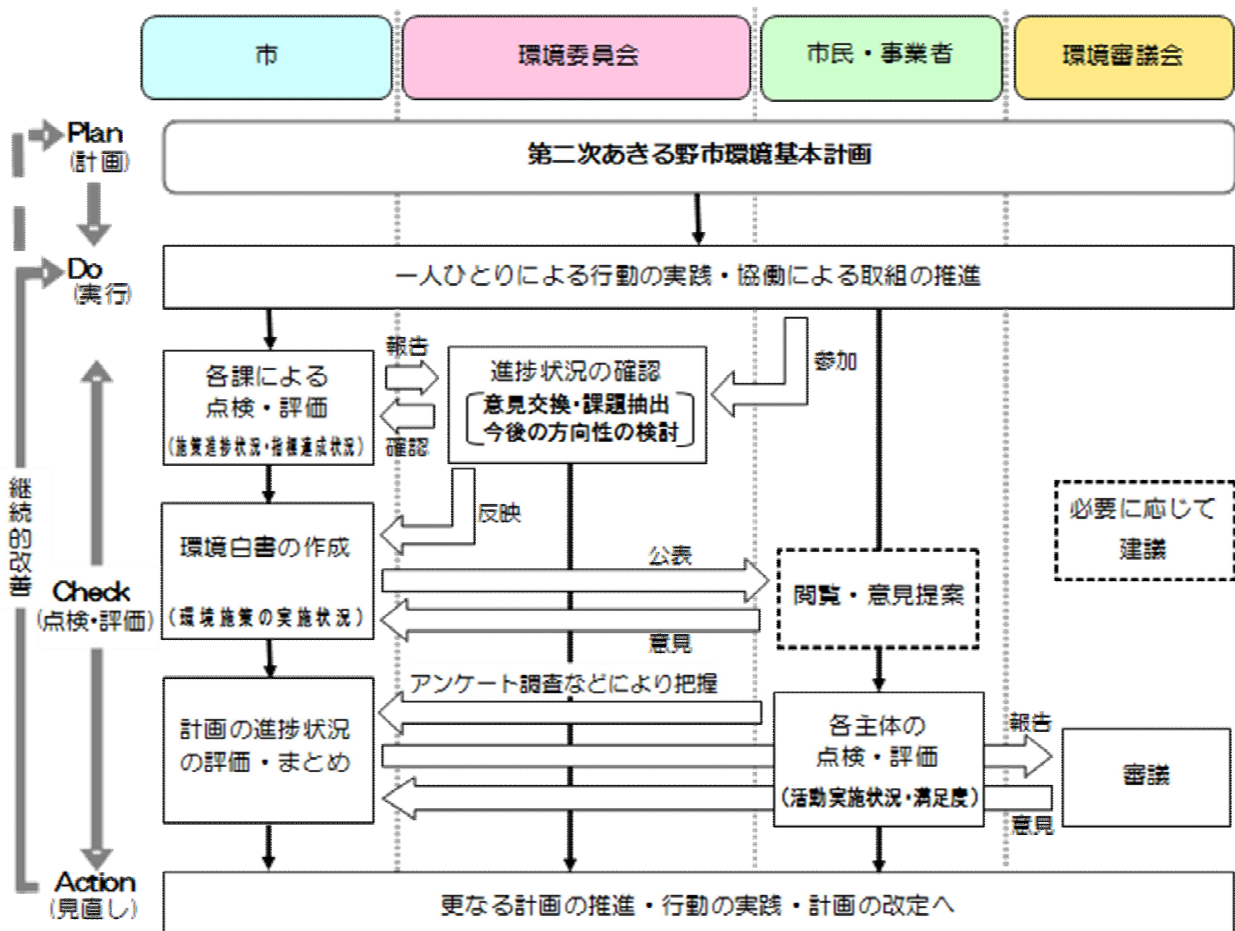


図 22 進行管理の流れと役割

(2) 点検・評価の方法

PDCA サイクルにより進行管理を行うためには、課題の抽出と施策の見直しに直結する点検・評価が非常に重要です。このため、本計画では、計画全体に関する点検・評価の方法をあらかじめ定めておくこととします。

1) 評価時期

本計画全体の推進状況に対する評価は、計画期間を満了する前の令和7（2025）年度に実施することとします。ただし、社会情勢の大きな変化などにより、計画の見直しが必要なときには、その時期に合わせて評価を実施します。

また、本計画に示す施策の進捗状況については、毎年度、点検・評価、確認を実施し、環境白書等を通じて公表します。

2) 評価対象

評価対象は、第2章で示した第一次計画の評価と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野のほか、4分野の評価を統合した「全体」の5つとします。

3) 評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、次のア～エの4つとします。

また、それぞれの指標に対する評価を5点満点で点数化し、さらに「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

ア 施策進捗状況

施策の進捗状況は、本計画における各施策の進捗を示すものです。施策の下に位置付けられた取組について、毎年度、担当課が目標に対する進捗状況を自己評価します。評価結果は、環境委員会の確認を経て、環境白書に掲載します。

イ 関連指標の達成状況

本計画の目標達成の指標である関連指標の達成状況を示すものです。達成状況は、指標に関わる担当課からの報告やアンケート調査により把握します。

ウ 環境に対する満足度

市民や事業者が、本市の環境についてどのように感じているかなどの満足度を示すものです。満足度は、アンケート調査により把握します。

エ 環境保全活動の実施状況

市民や事業者による環境保全活動の実施状況です。実施状況は、アンケート調査により把握します。

4) 関連指標

本計画に示す複数の施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として設定します。関連指標は、把握方法も含めて、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野に設定します。

資料編

1 用語解説

1 用語解説

あ行

秋川溪谷物語（あきがわけいこくものがたり）

あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等を対象とする地域ブランドのこと。地場産品に対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図りながら、地場産業の振興と発展に寄与することを目的として、あきる野商工会により運営されている。「秋川溪谷物語」の地域ブランド品となるには、一定の基準を満たし、地域ブランド認定審査会による認定を受ける必要がある。（P.36）

あきる野市廃棄物減量等推進員（ごみ会議）

（あきるのしはいきぶつげんりょうとうすいしんいん ごみかいぎ）

市民や事業者などが構成員となり、ごみの減量、適正な処理及び再利用の推進を図るため、市の施策への協力及び市民への啓発を行うための組織のこと。ごみ情報誌「へらすそう」の発行などを行っている。（P.21,）

あきる野の農と生態系を守り隊（あきるののうとせいたいけいをまもりたい）

市民や農業者などからなり、農業経営の安定化及び自然環境の保全を図ることを目的として、本市の市域内における有害鳥獣による農業被害や外来種による生態系被害の防止・軽減につながる活動を行う組織のこと。狩猟免許保有者の高齢化が進行する中、有害鳥獣対策等を担う人材を育成するため、狩猟免許取得の支援等も行っている。（P.53）

悪臭（あくしゅう）

いやな「におい」、不快な「におい」の総称のことで、「環境基本法」では、典型七公害（大気汚染及び水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭）の一つに位置付けられている。「悪臭防止法」等に基づき、規制が行われている。（P.38）

アダプト制度（アダプトせいど）

行政が、特定の公共財（道路、公園、水路、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約し、行政が必要な支援を行う制度のこと。アダプトとは、英語で「養子縁組」という意味があり、アダプト制度は「里親制度」と訳される。（P.53）

アニマルサンクチュアリ活動（アニマルサンクチュアリかつどう）

野生生物と人との上手な棲み分けを実現するための各種活動のこと。野生動物のエサとなる実堅果（ヤマグリなど）のなる木の奥山への植樹や、森と人の生活の場の境界に野生動物が潜む場所をなくすための草刈り、ドングリなどの豊凶調査、ツキノワグマやシカ類の生息状況調査などが行われている。（P.35）

一斉清掃（いっせいせいそう）

町内会・自治会連合会などの協力により、道路や公園、河川などの清掃をする。この活動によって都市環境の保全だけでなく、地域の交流も深めることができる。（P.28, P.40, P.42）

エコドライブ

省エネルギー及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。自動車等の駐・停車中にエンジンを止めるアイドリング・ストップをはじめ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。（P.30, P.47, P.48）

エネルギーマネジメント

省エネルギーの観点から、電気や天然ガスなどのエネルギー資源について、合理的な使用・管理をすること。建物内におけるBEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）、家庭におけるHEMS（ホームエネルギーマネジメントシ

ステム) などがある。(P.46)

温室効果ガス(おんしつこうかガス)

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。(P.6, P.11, P.12, P.14, P.15, P.17, P.19, P.22, P.23, P.24, P.25, P.26, P.27, P.43, P.44, P.46, P.49)

か行

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方のこと。(P.48)

崖線

河川や海の侵食作用によってできた崖地の連なりのこと。(P.35)

崖線緑地(がいせんりょくち)

台地の崖に沿って広がる緑地のこと。湧水が豊富に見られる。秋留台地外縁における崖線部の樹林帯は、本市の緑の特性でもある。(P.34, P.35)

化石燃料(かせきねんりょう)

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。(P.11)

合併処理浄化槽(がっぺいしよりじょうかそう)

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。(P.38)

環境家計簿(かんきょうかけいぼ)

毎日の生活の中で環境に係る出来事や行動を記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているか、どのように改善していけばよいかなど、考察ができる出納簿のこと。電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量に排出係数を掛けて、家庭の二酸化炭素排出量を計算するものが多い。(P.22, P.46)

環境基準(かんきょうきじゅん)

「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。(P.28, P.42)

観光ボランティアガイド(かんこうボランティアガイド)

観光客向けに、市内の見どころの紹介や案内などの「おもてなし」の活動を行う市民ボランティアのこと。武蔵五日市駅前を活動の拠点とし、秋川渓谷の自然や景観、歴史や文化などの紹介、魅力ある散策コースの提案などを行っている。(P.37)

カントリーコード

自然公園などを訪問する観光客が守るべきルールやマナーを明文化したもの。イギリスの田園地帯を訪問する人が守るべきルールやマナーをまとめたものが始まりで、日本では、富士山、小笠原、南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、屋久島などでそれぞれカントリーコードが策定されている。(P.33)

気候変動枠組条約締約国会議(きこうへんどうわくぐみじょうやくていやくこくかいぎ)

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締約国が開催する、大気中の温室効果ガス濃度の安定化等について話し合う会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、1995年にベルリンで開催された第1回会議(COP1)以来、毎年開催されている。報道等で用いられるCOPとは、「Conference of the Parties」の略称であり、締約国会議を示す。気候変動枠組条約締約国会議を示す場合には、COP-FCCC (Framework Convention on Climate Change) とされる場合がある。(P.12, P.20)

基準産地(きじゅんさんち)

ある生きものの学名をつける際に、基準とした1つの標本の産地のこと。(P.36)

京都議定書(きょうとぎていしょ)

1997年12月京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議)で採択された。先進国に対し、2008~2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。ロシアの批准を受け、2005年2月に発効された。(P.19)

魚道(ぎょどう)

サケ・マス類など河川を上り下りする習性をもつ魚の通行が、ダムなどの障害物によって妨げられる場合に、これらの魚が往来できるように設けられる通路。(P.35)

近隣騒音(きんりんそうおん)

生活を通して発生する多種多様な音のうち、騒音として問題とされる音のこと。具体的には、商業宣伝の拡声器の音、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの音、ペットの鳴き声などをいう。(P.38)

グリーン購入(グリーンこうにゅう)

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、その必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活などの購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業にも環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。(P.46)

景勝地(けいしょうち)

良い景色、自然の良い風景を見られる場所のこと。観光地としてある程度整備されている場所を指すことが多い。(P.36)

溪流(けいりゅう)

河川の上流で、山地を侵食しながら流れ下ること。瀬や淵、滝などを伴うことが多い。(P.37)

小峰ビジターセンター(こみねビジターセンター)

東京都立秋川丘陵自然公園の中心部に位置する小峰公園にあるビジターセンターのこと。周辺の自然解説や生物希少種の分布調査、野外レクリエーションの楽しみ方の普及など、様々な活動を行っている。(P.52)

さ行

再生可能エネルギー（さいせいかのうエネルギー）

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として規定されたエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがあげられる。再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーと異なり、枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

(P.14, P.17, P.19, P.46, P.47)

里山（さとやま）

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の雑木林や田んぼ、水路などがある一帯のこと。住民は、生活の一部として、燃料となる薪（薪炭用木材）を集め、食料となる山菜とり、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。(P.29, P.33, P.34)

ジュール換算（ジュールかんさん）

エネルギーの計算単位として、電気は「kWh(キロワットアワー)」、ガスは「m³(立法メートル)」など使われているが、エネルギー消費量を計算する際は、それぞれの単位を揃えるために熱量を表す「J(ジュール)」という単位に換算される。

(P.23)

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。(P.16, P.19, P.20, P.39, P.40)

省エネ型生活 10 か条(しょうエネがたせいかつ 10 かじょう)

第一次計画のエネルギー環境分野の目標「わがまちから地球温暖化に対応する」における家庭での省エネルギーを推進するため、市民の意見をもとに、省エネ型生活をするためのヒントとして、市が作成した 10 か条のこと。平成 27 年度(2015 年度)に、環境家計簿とともに改正している。(P.22)

食育（しょくいく）

生涯を通じた健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承や発展、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。(P.51, P.52)

森林環境譲与税(しんりんかんきょうじょうよせい)

平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、創設された。間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。(P.20, P.35)

森林サポートレンジャーあきる野(しんりんサポートレンジャーあきるの)

郷土の恵みの森構想の実現に向け、市内の町内会及び自治会との協働により森づくりを進めることを目的として設置された。市内外の森づくりに関心のある市民や団体などが参加し、昔道や尾根道の補修、景観の整備を行う。また、各種の森づくりイベントの支援も行う。(P.28, P.53, P.54)

森林レンジャーあきる野(しんりんレンジャーあきるの)

あきる野市が取り組んでいる郷土の恵みの森づくりをより具体的に進めるための専門集団。町内会・自治会が行う尾根道や昔道の補修、景観の整備等について、事前調査から計画立案・作業実施に至るまで、地域との協働で実施している。また、市内の登山道や山林地帯を巡視し、整備・補修するとともに、市内に生息する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども実施している。さらに、地域の森づくりに関連した自然環境体験イベントの開催や日々の活動などを紹介する「森林レンジャーあきる野新聞」など、森とその周辺にある地域資源のもつ魅力を市内外の皆さんに向けて発信している。(P.21, P.32)

水質汚濁(すいしつおだく)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、有害物質による魚介類や人への被害などがあげられ、「水質汚濁防止法」等に基づき、規制が行われている。(P.30, P.38)

水素ステーション(すいそステーション)

燃料電池自動車へ水素を供給するステーションのこと。液化石油ガス(LPガス)等から水素を製造する「オンサイト型」と、圧縮水素や液体水素を水素ステーションの外部からトレーラーなどで運び込む「オフサイト型」がある。(P.47)

スマートハウス

HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)などのIT(情報技術)を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。太陽光発電システムなどのエネルギーをつくりだす

機器と家電などのエネルギーを使用する機器をつなぎ、効率の良いエネルギー消費を図る。(P.47)

生産緑地制度(せいさんりょくちせいど)

市街化の進展に伴う緑地の急速な減少により、良好な生活環境の確保の上から残存する農地等の計画的な保全を行う必要があることと、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要となる公共施設等の用地をあらかじめ確保しておくことが必要なことから創設された。税制上において、都市計画税や固定資産税の軽減や相続税の納税猶予などの措置が受けられる。(P.34)

生態系(せいたいけい)

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生物とその生活に關与する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間(系)のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。(P.13, P.18, P.33, P.34)

生態系サービス(せいたいけいサービス)

生物多様性が維持されることによってもたらされる食料や水、気候の調整、水質の浄化、レクリエーションの場の提供などの恩恵のこと。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」と、これらのサービスを支える「基盤サービス」の4つに分類される。「基盤サービス」の代わりに「生息・生育地サービス」が追加される場合がある。(P.13, P.16, P.20, P.33)

生態系ネットワーク(せいたいけいネットワーク)

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、草地、農地、市街地の緑・水辺、河川、湿地など)のつながりのこと。(P.35, P.40)

生物種の生活史（せいぶつしゅのせいかつし）

生物個体の発生から死までの生涯の生活に関する全過程のこと。生活には、食性、行動習性、社会生活、繁殖様式などが含まれる。(P.32)

生物多様性（せいぶつたようせい）

森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。

「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。

(P.10, P.11, P.13, P.16, P.18, P.19, P.20, P.21, P.28, P.29, P.30, P.32, P.33, P.34, P.35, P.36, P.37, P.48, P.51, P.52, P.53, P.56)

生物多様性条約締約国会議（せいぶつたようせいじょうやくていやくこくかいぎ）

1992年に採択された「生物多様性条約」の締約国が開催する、生物多様性の保全等に関する会議のこと。当該条約に関する最高意思決定機関であり、1994年にバハマで開催された第1回会議（COP1）以来、概ね2年に1回開催されている。報道等で用いられるCOPとは、

「Conference of the Parties」の略であり、締約国会議を示す。生物多様性条約締約国会議を示す場合には、COP-CBD（Convention on Biological Diversity）とされる場合がある。

(P.13, P.19, P.20)

生物目録（せいぶつもくろく）

ある地域で確認された生きもののリストのこと。(P.32)

清流保全協力員（せいりゅうほぜんきょうりょくいん）

「あきる野市清流保全条例」に基づき、河川環境の状況の調査及び異常の通報、河川の保全に係

る提言及び啓発などを任務とする人員のこと。(P.34)

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機にある生きもののこと。一般的に国や都道府県が定めたものをいう。(P.21)

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長もしくは地方自治体として公表した地方自治体。(P.27)

た行

大気汚染（たいきおせん）

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙（硫酸化物、ばいじんなど）、一般粉じん（鉱物などの堆積場から飛散）、特定粉じん（アスベスト）、特定物質（ベンゼンなど）について、規制が行われている。(P.30, P.38)

多面的機能（ためんてききのう）

森林が有する様々な機能の総称のこと。森林には、木材生産機能をはじめ、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくるとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物の棲みかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。

(P.34, P.35, P.48)

地区計画（ちくけいかく）

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う計画のこと。区域の指定された用途地域の規制を強化又は緩和することができ、各地区ごとの整備及び保全を図ることができる。（P.40, P.41）

地産地消（ちさんちしょう）

地域で生産されたものをその地域で消費すること。農林水産省では、これに加え、「農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」としている。本市においても、『もの（食材）』を通して『ひと（心）』がつながることが原点である。」としている。（P.28, P.36, P.37, P.48, P.50）

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、人間の移動や物流が盛んになりはじめた明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種のうち、生態系や農林水産業、人の生命や身体に被害をおよぼしているもの、あるいは、及ぼすおそれのあるものとして指定された種のこと。（P.34）

土壌汚染（どじょうおせん）

土壌に有害な物質が浸透して汚染された状態のこと。土壌に含まれた有害物質は、水や大気に含まれたものと比べ移動性が低く、拡散・希釈されにくいという性質があり、いったん土壌汚染が発生すると長期にわたり人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがある。「土壌汚染対策法」に基づき、規制が行われている。（P.19, P.39）

な行

燃料電池自動車（ねんりょうでんちじどうしゃ）

水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる燃料電池を動力源にした自動車のこと。エネルギー発生時に生じる物質は一酸化二水素、水（水蒸気）だけであり、クリーンで発電効率も高い。（P.47）

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

光害（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人口光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響のこと。（P.39）

フットパス

森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小径（Path）のこと。（P.37）

ふるさと農援隊（ふるさとのうえんたい）

本市において、農業を営んでいない65歳以上の高齢者とその家族を対象とし、農作業及び農作物の収穫などを行う組織のこと。健康づくり計画である「めざせ健康あきる野21」に基づき、農業を通じて、身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通じ、生きがいを感じることで市民の健康増進と介護予防を図ることを目的としている。（P.53）

粉じん（ふんじん）

物の破砕、選別その他の機械的処理などに伴い発生、飛散する微細な粒子状の物質のこと。特定粉じん（アスベスト）と一般粉じん（それ以外）に区分されている。（P.38）

保存緑地（ほぞんりょくち）

市内の緑の保全を図るため、「緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の4種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。（P.33）

ま行

みどり東京・温暖化防止プロジェクト（みどりとうきょう・おんだんかぼうしプロジェクト）

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。標準算定手法による温室効果ガス排出量算定の共有化推進や気候変動対策に関する調査研究等の事業を行っている。（P.23, P.24, P.25, P.26, P.27, P.43, P.44）

木質バイオマス（もくしつバイオマス）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するもののこと。エネルギー源として用いるため、木質バイオマスを燃焼させることなどにより、二酸化炭素が発生する。しかしながら、木質バイオマスは成長過程で光合成により二酸化炭素を消費しているため、石油などの化石燃料と異なり、実質的には二酸化炭素を増やさないとされている。（P.48）

モニタリング

自然環境の状況などについて、継続的又は定期的に調査を実施すること。公害規制などで用いられる場合は、「監視」の意味で用いられる。（P.32）

森の子コレンジャー活動（もりのこコレンジャーかつどう）

あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つことを目指し、森の中で森林レンジャーあきる野と共に、森と生き物と人とのつながりを学ぶ活動。（P.22, P.52）

や行

有害化学物質（ゆうがいかがかくぶっしつ）

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質のこと。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などで取扱いが規制されている。（P.39）

有害鳥獣対策（ゆうがいちょうじゅうたいさく）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲等が行われる。（P.33, P.34, P.52）

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

長期にわたる不作付け地などのこと。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。（P.34, P.53）

ら行

リサイクル率（リサイクルりつ）

排出されるごみの総量に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のこと。（P.28, P.39, P.42）

3R

循環型社会の実現に向け、ごみの減量やリサイクルの促進に向けた行動を示す標語のこと。廃棄物等の発生抑制（リデュース【Reduce】：資源を効率的に使用し製品を作り、また、長期に渡り使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース【Reuse】：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル【Recycle】：資源として再び利用すること）の3つの頭文字を取り『3R』としている。（P.16, P.21, P.39）

C40

正式名称は、世界大都市気候先導グループ（The Large Cities Climate Leadership Group）。温室効果ガスの歳出削減、気候変動対策に取り組む大都市で構成され、東京都は平成18年に参加した。（P.18）

EM 菌生ごみ処理容器（EM きんなまごみしよりようき）

EM菌の働きで生ごみを発酵させ、良質な肥料が作れる。底にEMボカシをまき、生ごみを容器に入れる。EMボカシをふりかけてかき混ぜ、フタをしっかりと閉める。発酵液が溜まったら蛇口を開けてこまめに取り出す。これを繰り返し、生ごみが容器の8分目ほどになったら、密封して1週間（夏）・2週間（冬）ほど発酵させると堆肥が完成する。発酵液は500～1000倍に希釈して散布できる。（P.21）

ESCO 事業（Energy Service Company）

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業のこと。その結果得られる省エネルギー効果を保証し、省エネルギー効果の一部が事業者の報酬となる。（P.47）

LED（Light Emitting Diode）

電流が流れると発光する半導体のことで、日本語で「発光ダイオード」という。蛍光灯の4倍の寿命であるとともに、発光に伴う消費電力が白熱球の10分の1程度と少ないことから、二酸化炭素排出量が少なく、地球温暖化対策にも寄与するとされている。（P.47）

TJ（テラジュール）

テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位のこと。電気は「kWh（キロワットアワー）」、ガスは「m³（立法メートル）」など計量単位の異なる各種エネルギー源を1つの表で扱う際、TJなどの熱量単位に換算される。（P.23）

ZEV（Zero Emission Vehicle）

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。（P.20）



東京都あきる野市

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版（案）

あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）

令和4年3月現在

編集 あきる野市環境経済部環境政策課
